

改正案

目次

第一章、第二章の二（略）

第二章の三 株券等の大量保有の状況に関する開示（第二十七条の二十三・第二十七条の三十）

第二章の四 開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第二十七条の三十一・第二十七条の三十二）

第三章、第四章の二（略）

第五章 証券取引所

第一節 総則（第八十条・第八十七条の六）

第二節 証券会員制法人及び取引所有価証券市場を開設する株式会社

第一款 証券会員制法人

第一目 設立（第八十七条の七・第八十九条）

第二目 登記（第八十九条の二・第八十九条の十二）

第三目 会員（第九十条・第九十六条）

第四目 管理（第九十七条・第九十九条）

第五目 解散（第百条・第百条の七）

第六目 組織変更（第百一条・第百一条の十五）

第二款 取引所有価証券市場を開設する株式会社の特例（第百

現行

目次

第一章、第二章の二（略）

第二章の三 株券等の大量保有の状況に関する開示（第二十七条の二十三・第二十七条の三十）

（新設）

第三章、第四章の二（略）

第五章 証券取引所

第一節 設立及び組織（第八十条・第八十九条）

第二節 会員（第九十条・第九十九条）

第三節 管理（第百条・第百六条）

第四節 取引所有価証券市場における有価証券の売買等（第百六条の二・第百二十八条）

第五節 取引所有価証券市場における有価証券の売買等の受託（第百二十九条・第百三十三条）

第六節 解散（第百三十四条・第百三十六条）

第七節 登記（第百三十七条・第百五十三条）

第八節 監督（第百五十四条・第百五十六条）

二条・第百六条の二)

第三節 取引所有価証券市場における有価証券の売買等(第百六条の三・第百二十八条)

第四節 取引所有価証券市場における有価証券の売買等の受託(第百二十九条・第百三十二条)

第五節 証券取引所の解散等

第一款 解散(第百三十四条・第百三十五条)

第二款 合併(第百三十六条・第百五十条)

第六節 監督(第百五十一条・第百五十五条の二)

第七節 雑則(第百五十六条)

第五章の二 第九章 (略)

附則

第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

一 十 (略)

十の二 前各号、次号若しくは第十一号に掲げる証券若しくは証券又は次項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係る第十九項又は第二十三項各号に規定する権利(当該権利を表示する証券又は証券に係る第十九項又は第二十三項各号に規定する権利を含む。以下「オプション」という。)を表示する証券又は証券

十の三・十一 (略)

二条・第百六条の二)

第三節 取引所有価証券市場における有価証券の売買等(第百六条の三・第百二十八条)

第四節 取引所有価証券市場における有価証券の売買等の受託(第百二十九条・第百三十二条)

第五節 証券取引所の解散等

第一款 解散(第百三十四条・第百三十五条)

第二款 合併(第百三十六条・第百五十条)

第六節 監督(第百五十一条・第百五十五条の二)

第七節 雑則(第百五十六条)

第五章の二 第九章 (略)

附則

第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

一 十 (略)

十の二 前各号、次号若しくは第十一号に掲げる証券若しくは証券又は次項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係る第十五項又は第十九項各号に規定する権利(当該権利を表示する証券又は証券に係る第十五項又は第十九項各号に規定する権利を含む。以下「オプション」という。)を表示する証券又は証券

十の三・十一 (略)

）（略）

この法律において「証券業」とは、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

一～六（略）

七 有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として次に掲げる売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うもの

イ（略）

ロ 第七十五条第一項の規定により登録を受けた有価証券について、当該登録を行う証券業協会が公表する当該有価証券の売買価格を用いる方法

八・二（略）

・（略）

この法律において「証券業協会」とは、第四章の規定に基づいて設立された者をいう。

この法律において「有価証券市場」とは、有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引（以下「有価証券の売買等」という。）を行う市場をいう。

この法律において「証券会員制法人」とは、有価証券市場の開設を目的として第五章第二節第一款の規定に基づいて設立された会員組織の団をいう。

）（略）

この法律において「証券業」とは、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

一～六（略）

七 有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として次に掲げる売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うもの

イ（略）

ロ 第七十五条第一項の規定により登録を受けた有価証券について、当該登録を行う第六十七条第一項に規定する証券業協会が公表する当該有価証券の売買価格を用いる方法

八・二（略）

・（略）

（新設）

（新設）

（新設）

この法律において「証券取引所」とは、第八十条第一項の規定により金融再生委員会の免許を受けて有価証券市場を開設する証券会社員制法人又は株式会社をいう。

この法律において「取引所有価証券市場」とは、証券取引所の開設する有価証券市場をいう。

この法律において「取引参加者」とは、第一百七条の二第一項又は第一百七条の三第一項の規定による取引資格に基づき、取引所有価証券市場における有価証券の売買等に参加できる者をいう。

この法律において「有価証券先物取引」とは、有価証券市場において、売買の当事者が有価証券市場を開設する者の定める基準及び方法に従い、将来の一定の時期において有価証券（政令で定めるものを除く。以下この項及び第十九項第一号において同じ。）及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている有価証券の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引をいう。

この法律において「有価証券指数等先物取引」とは、有価証券市場において、有価証券市場を開設する者の定める基準及び方法に従い、当事者があらかじめ有価証券指数（株券その他総理府令で定める有価証券について、その種類に応じて多数の銘柄の価格の水準を総合的に表した株価指数その他の指数で多数の銘柄の価格の水準を総合的に表した株価指数その他の指数で有価証券市場を開設する者の指定するものをいう。以下同じ。）として約定する数値（以下「約定指数」という。）又は有価証券（株券その他総理府令で定める

この法律において「証券取引所」とは、有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引（以下「有価証券の売買等」という。）を行うために必要な市場を開設することを目的として第五章の規定に基づいて設立された者をいう。

この法律において「取引所有価証券市場」とは、有価証券の売買等のために証券取引所の開設する市場をいう。  
（新設）

この法律において「有価証券先物取引」とは、売買の当事者が証券取引所ので定める基準及び方法に従い、将来の一定の時期において有価証券（政令で定めるものを除く。以下この項及び第十五項第一号において同じ。）及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている有価証券の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引をいう。

この法律において「有価証券指数等先物取引」とは、証券取引所ので定める基準及び方法に従い、当事者があらかじめ有価証券指数（株券その他総理府令で定める有価証券について、その種類に応じて多数の銘柄の価格の水準を総合的に表した株価指数その他の指数で証券取引所の指定するものをいう。以下同じ。）として約定する数値（以下「約定指数」という。）又は有価証券（株券その他総理府令で定める有価証券のうち証券取引所の指定するものに限る。）の

有価証券のうち有価証券市場を開設する者の指定するものに限る。  
（の価格として約定する数値（以下「約定数値」という。）と将来の一定の時期における現実の当該有価証券指数の数値（以下「現実指数」という。）又は現実の当該有価証券の価格の数値（以下「現実数値」という。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引をいう。

この法律において「有価証券オプション取引」とは、有価証券市場において、有価証券市場を開設する者の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引をいう。

一（略）

二 有価証券指数等先物取引（これに準ずる取引で有価証券市場を開設する者の定めるものを含む。）

（略）

②1 この法律において「有価証券先渡取引」とは、売買の当事者が有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、将来の一定の時期において有価証券及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている有価証券の売戻し又は買戻しその他政令で定める行為をしたときは差金の授受によつて決済することができる取引をいう。

②2 この法律において「有価証券店頭指数等先渡取引」とは、有価証

価格として約定する数値（以下「約定数値」という。）と将来の一定の時期における現実の当該有価証券指数の数値（以下「現実指数」という。）又は現実の当該有価証券の価格の数値（以下「現実数値」という。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引をいう。

この法律において「有価証券オプション取引」とは、証券取引所の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引をいう。

一（略）

二 有価証券指数等先物取引（これに準ずる取引で証券取引所の定めるものを含む。）

（略）

この法律において「有価証券先渡取引」とは、売買の当事者が取引所有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、将来の一定の時期において有価証券及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている有価証券の売戻し又は買戻しその他政令で定める行為をしたときは差金の授受によつて決済することができる取引をいう。

この法律において「有価証券店頭指数等先渡取引」とは、取引所

券市場及び外国有価証券市場によらないで、当事者があらかじめ有価証券店頭指数（二以上の有価証券の価格に基づき当事者間で取り決めた方法により算出される指数をいう。以下同じ。）として約定する数値（以下「店頭約定指数」という。）若しくは有価証券の価格として約定する数値（以下「店頭約定数値」という。）と将来の一定の時期における現実の当該有価証券店頭指数の数値（以下「店頭現実指数」という。）若しくは現実の当該有価証券の価格の数値（以下「店頭現実数値」という。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれらに類似する取引をいう。

⑳ この法律において、「有価証券店頭オプション取引」とは、次に掲げる取引又はこれらに類似する取引をいう。

一 有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

イ）ハ（略）

二 有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の有価証券店頭指数又は有価証券の価格としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行った時期における現実の当該有価証券店頭指数又は当該有価証券の価格の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対し

有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、当事者があらかじめ有価証券店頭指数（二以上の有価証券の価格に基づき当事者間で取り決めた方法により算出される指数をいう。以下同じ。）として約定する数値（以下「店頭約定指数」という。）若しくは有価証券の価格として約定する数値（以下「店頭約定数値」という。）と将来の一定の時期における現実の当該有価証券店頭指数の数値（以下「店頭現実指数」という。）若しくは現実の当該有価証券の価格の数値（以下「店頭現実数値」という。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれらに類似する取引をいう。

この法律において、「有価証券店頭オプション取引」とは、次に掲げる取引又はこれらに類似する取引をいう。

一 取引所有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

イ）ハ（略）

二 取引所有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の有価証券店頭指数又は有価証券の価格としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行った時期における現実の当該有価証券店頭指数又は当該有価証券の価格の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれ

て対価を支払うことを約する取引

⑭ この法律において「有価証券店頭指数等スワップ取引」とは、有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた有価証券店頭指数の数値若しくは有価証券の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金利若しくは通貨の価格、有価証券店頭指数の数値若しくは有価証券の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引又はこれらに類似する取引をいう。

⑮ (略)

第十五条 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社（外国証券会社）（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）を含む。以下この章から第二章の三まで、第二十九条第三項、第六十一条、第六十三条、第六十四条第三項第二号、第六十四条の二第一項第三号、第六十四条の七第一項及び第五項、第六十八条第一項及び第二項、第七十九条の六第一項及び第二項、第四章の二、第五章の二、第六章、第二百三条第一項並びに附則（附則第三条を除く。）において同じ。）又は登録金融機関（第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下この章及び第三章（第六十五条の二を除く。）において同じ。）は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券につい

に対して対価を支払うことを約する取引

⑰ この法律において「有価証券店頭指数等スワップ取引」とは、取引所有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた有価証券店頭指数の数値若しくは有価証券の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金利若しくは通貨の価格、有価証券店頭指数の数値若しくは有価証券の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引又はこれらに類似する取引をいう。

⑱ (略)

第十五条 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社（外国証券会社）（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）を含む。以下この章から第二章の三まで、第二十九条第三項、第六十一条、第六十三条、第六十四条第三項第二号、第六十四条の二第一項第三号、第六十四条の七第一項及び第五項、第六十八条第一項及び第二項、第七十九条の六第一項及び第二項、第四章の二、第五章の二、第六章（第六十七條の二第三項を除く。）、第二百三条第一項並びに附則（附則第三条を除く。）において同じ。）又は登録金融機関（第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下この章及び第三章（第六十五条の二を除く。）において同じ。）は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文

ては、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。

・ (略)

第二十七条の二 有価証券報告書を提出しなければならない会社が発行者である株券、転換社債券その他の有価証券で政令で定めるもの（以下この章及び第二十七条の三十の十一（第四項を除く。）において「株券等」という。）の当該株券等の発行者である会社以外の者による取引所有価証券市場外における買付け等（株券等の買付けその他の有償の譲受けをいい、これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この節において同じ。）は、公開買付けによらなければならない。ただし、次に掲げる株券等の買付け等については、この限りでない。

一 五 (略)

・ (略)

第二十七条の十 公開買付けに係る株券等の発行者である会社又はその役員（以下この節及び第二十七条の三十の十一第三項において「対象会社等」という。）は、内閣府令で定めるところにより、公開買付期間中において当該公開買付けに関する意見を公表し、又は当該会社の株主に対し表示した場合には、直ちに、当該意見の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した書類（以下「意見表明報告

の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。

・ (略)

第二十七条の二 有価証券報告書を提出しなければならない会社が発行者である株券、転換社債券その他の有価証券で政令で定めるもの（以下この章において「株券等」という。）の当該株券等の発行者である会社以外の者による取引所有価証券市場外における買付け等（株券等の買付けその他の有償の譲受けをいい、これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この節において同じ。）は、公開買付けによらなければならない。ただし、次に掲げる株券等の買付け等については、この限りでない。

一 五 (略)

・ (略)

第二十七条の十 公開買付けに係る株券等の発行者である会社又はその役員（以下この節において「対象会社等」という。）は、内閣府令で定めるところにより、公開買付期間中において当該公開買付けに関する意見を公表し、又は当該会社の株主に対し表示した場合には、直ちに、当該意見の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した書類（以下「意見表明報告書」という。）を内閣総理大臣に提

書」という。)を内閣総理大臣に提出しなければならない。

↳ (略)

第二十七条の二十三 株券、転換社債券その他の政令で定める有価証券(以下この項において「株券関連有価証券」という。)で証券取引所に上場されているもの(流通状況がこれに準ずるものとして政令で定める株券関連有価証券を含む。)の発行者である会社が発行者(内閣府令で定める有価証券については、内閣府令で定める者。第二十七条の三十第二項を除き、以下この章及び第二十七条の三十の十一第四項において同じ。)である対象有価証券(当該対象有価証券に係るオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る対象有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。)を表示する第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券その他の当該対象有価証券に係る権利を表示するものとして政令で定めるものを含む。以下この章及び第二十七条の三十の十一第四項において「株券等」という。)の保有者で当該株券等に係るその株券等保有割合が百分の五を超えるもの(以下この章において「大量保有者」という。)は、内閣府令で定めるところにより、株券等保有割合に関する事項、取得資金に関する事項、保有の目的その他の内閣府令で定める事項を記載した報告書(以下「大量保有報告書」という。)を大量保有者となつた日から五日(日曜日その他政令で定める休日の日数は、算入しない。第二十七条の二十五第一項において同じ。)以内に、内閣総理大臣に提出し

出しなければならない。

↳ (略)

第二十七条の二十三 株券、転換社債券その他の政令で定める有価証券(以下この項において「株券関連有価証券」という。)で証券取引所に上場されているもの(流通状況がこれに準ずるものとして政令で定める株券関連有価証券を含む。)の発行者である会社が発行者(内閣府令で定める有価証券については、内閣府令で定める者。第二十七条の三十第二項を除き、以下この章において同じ。)である対象有価証券(当該対象有価証券に係るオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る対象有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。)を表示する第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券その他の当該対象有価証券に係る権利を表示するものとして政令で定めるものを含む。以下この章において「株券等」という。)の保有者で当該株券等に係るその株券等保有割合が百分の五を超えるもの(以下この章において「大量保有者」という。)は、内閣府令で定めるところにより、株券等保有割合に関する事項、取得資金に関する事項、保有の目的その他の内閣府令で定める事項を記載した報告書(以下「大量保有報告書」という。)を大量保有者となつた日から五日(日曜日その他政令で定める休日の日数は、算入しない。第二十七条の二十五第一項において同じ。)以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、第四項に規定する保有株券等の総数に増加

なければならない。ただし、第四項に規定する保有株券等の総数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合については、この限りでない。

（略）

#### 第二章の四 開示用電子情報処理組織による手続の特例等

第二十七条の三十の二 この章において、「開示用電子情報処理組織」とは、内閣府の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この章において同じ。）と、第五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第七条（第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第九条第一項（同項後段を除き、第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第十条第一項（同項後段を除き、第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の七第一項（第二十七条

がない場合その他の内閣府令で定める場合については、この限りでない。

（略）

（新設）

（新設）

において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の九第一項（同項後段を除き、第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の十第一項（同項後段を除き、同条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第一項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、若しくは第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第一項若しくは第二項、第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第一項から第四項まで（同項後段を除き、これらの規定を第二十七条の十第一項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第七項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十第一項、第二十七条の十一第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、若しくは第二十七条の十三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、の規定による手続（これらの手続により書類を提出する場合に添付しなければならぬもの提出を含む。以下この章において「電子開示手続」という。）、又は第四条第五項（第二十三条の八第三項（第二十七条

において準用する場合を含む。）、において準用する場合を含む。）、  
第二十七条の五第二号、第二十七条の二十三第一項、第二十七条  
の二十五第一項、第三項若しくは第四項、第二十七条の二十六各項  
若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項  
（同項後段を除く。）、若しくは第十条第一項（同項後段を除く。）、  
の規定による手続その他政令で定める手続（これらの手続により書  
類を提出する場合に添付しなければならないものの提出を含む。以  
下この章において、「任意電子開示手続」という。）、を行う者の使用  
に係る入出力装置並びに証券取引所及び政令で定める証券業協会の  
使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組  
織をいう。

第二十七条の三十の三 電子開示手続を行う者は、政令で定めるとこ  
ろにより、開示用電子情報処理組織を使用して行わなければならない  
い。

任意電子開示手続を行う者は、政令で定めるところにより、開示  
用電子情報処理組織を使用して行うことができる。

前二項の規定により行われた電子開示手続又は任意電子開示手続  
は、前条の電子計算機に備えられたファイル（以下この章において  
単に「ファイル」という。）、への記録がされた時に内閣府に到達し  
たものとみなす。

第一項又は第二項の規定により行われた電子開示手続又は任意電  
子開示手続については、これらの手続を文書をもつて行うものとし

（新設）

て規定したこの法律又はこの法律に基づく命令（以下この項において「証券取引法令」という。）の規定に規定する文書をもつて行われたものとみなして、証券取引法令の規定を適用する。

第二十七条の三十の四 電子開示手続を行う者は、電気通信回線の故障その他の事由により開示用電子情報処理組織を使用して当該電子開示手続を行うことができない場合には、前条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を得て、開示用電子情報処理組織の使用に代えて、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下この章において同じ。）の提出によりその電子開示手続を行うことができる。

開示用電子情報処理組織を使用して任意電子開示手続を行う者は、電気通信回線の故障その他の事由により開示用電子情報処理組織を使用して当該任意電子開示手続を行うことができない場合には、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を得て、開示用電子情報処理組織の使用に代えて、磁気ディスクの提出によりその任意電子開示手続を行うことができる。

内閣総理大臣は、前二項の規定により電子開示手続又は任意電子開示手続が磁気ディスクの提出により行われたときは、当該磁気ディスクに記録された事項を、直ちに、内閣府令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。この場合において、ファイルへの記録がされた時に内閣府に到達したものとみなす。

（新設）

前条第四項の規定は、前三項の規定により行われた電子開示手続又は任意電子開示手続について準用する。

第二十七条の三十の五 次の各号のいずれかに該当する場合であつて

、内閣総理大臣が承認するときは、第二十七条の三十の三第一項の規定は、適用しない。

一 第二十七条の三十の二の電子計算機の故障その他政令で定める事由があると認められるとき。

二 開示用電子情報処理組織を使用して電子開示手続を行うことが著しく困難であると認められるとき。

前項の承認に係る手続については、内閣府令で定める。

第二十七条の三十の六 電子開示手続又は任意電子開示手続を行う者

は、これらの手続を開示用電子情報処理組織を使用して行つた場合（磁気ディスクの提出によりこれらの手続を行つた場合を含む。）

には、第六条（第十二条、第二十三条の十一第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項及び第二十四条の五第六項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第四項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第二十三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十第三項（同

（新設）

（新設）

条第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により証券取引所又は政令で定める証券業協会に提出し、又は送付しなければならぬものとされている書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る第二十五条第一項各号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類又は第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載すべき事項（第二十七条の二十八第三項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分を除く。）をこれらの者に通知するものとする。ただし、第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとは、通知しないことができる。

前項の規定による通知は、ファイルへの記録がされた時に前項の電子開示手続又は任意電子開示手続を行った者から発せられたものとみなし、当該記録がされた後通常その出力に要する時間が経過した時に当該通知の相手方に到達したものと推定する。

第二十七条の三十の七 内閣総理大臣は、電子開示手続又は任意電子開示手続が開示用電子情報処理組織を使用して行われた場合（磁気

（新設）

ディスクの提出によりこれらの手続が行われた場合を含む。 ) には  
、第二十五条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。 )  
、第二十七条の十四第一項(第二十七条の二十二の二第二項におい  
て準用する場合を含む。 ) 又は第二十七条の二十八第一項(第二十  
七条の二十九第二項において準用する場合を含む。 ) の規定にかか  
わらず、政令で定めるところにより、これらの規定により公衆の縦  
覧に供しなればならないものとされている書類に代えて、当該書  
類についてファイルに記録されている事項(第二十五条第四項(第  
二十七条において準用する場合を含む。 ) 又は第二十七条の二十八  
第三項(第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。  
 ) の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分を除く  
。 ) 又は当該事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする  
。

第二十七条の三十の八 第二十七条の三十の六の規定により通知を受  
けた証券取引所及び政令で定める証券業協会は、第二十五条第三項  
(第二十七条において準用する場合を含む。 )、第二十七条の十四  
第三項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含  
む。 ) 又は第二十七条の二十八第二項(第二十七条の二十九第二項  
において準用する場合を含む。 ) の規定にかかわらず、政令で定め  
るところにより、これらの規定により公衆の縦覧に供しなればな  
らないものとされている書類の写しに代えて、当該書類の写しに係  
る第二十七条の三十の六の規定により通知された事項(第二十五条

(新設)

第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分を除く。）又は当該事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする。

第二十七条の三十の九 第十五条第二項（同条第三項（第二十三条の

十二第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二

十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の十二第三項

（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条にお

いて準用する場合を含む。）の規定により第十三条第二項及び第四

項（これらの規定を第二十三条の十二第二項（第二十七条において

準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含

む。）の規定に適合する目論見書を交付しなければならない者は、

内閣府令で定める場合には、当該目論見書の交付に代えて、当該目

論見書に記載された事項を電子情報処理組織を使用する方法その他

の内閣府令で定める方法により提供することができる。この場合に

おいて、当該事項を提供した者は、当該目論見書を交付したものと

みなす。

第十三条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）に

規定する目論見書については、内閣府令で定める場合には、当該目

論見書に代えて、当該目論見書に記載された事項を電子情報処理組

織を使用する方法その他の内閣府令で定める方法により提供するこ

とができる。

第一項の規定は、第二十七条の九第二項又は第三項（これらの規

（新設）

定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。  
（の規定により交付しなければならない公開買付説明書（第二十七条の九第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付説明書をいい、その訂正した公開買付説明書を含む。）について準用する。

第二十七条の三十の十 第二十五条第一項各号（第二十七条において

準用する場合を含む。）に掲げる書類又は第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）

に規定する書類に係る電子開示手続を行った者は、内閣府令で定める場合には、第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しなければならないものとされている書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る第二十五条第一項各号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類又は第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載すべき事項（第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分を除く。）を出力装置の映像面に表示する方法その他の内閣府令で定める方法により公衆の縦覧に供することができる。この場合において、当該事項を公衆の縦覧に供した者は、当該書類の写しを公衆の縦覧に供したものとみなす。

（新設）

第二十七条の三十の十一 公開買付者（第二十七条の三第二項に規定

する公開買付者をいう。以下この項及び第三項において同じ。）は

、内閣府令で定める場合には、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む）

、第二十七条の十一第四項及び第二十七条の十三第三項において

準用する場合を含む。）の規定により当該公開買付け（第二十七条の三第一項に規定する公開買付けをいう。以下この項及び第三項

において同じ。）に係る株券等の発行者である会社（当該公開買付けに係る公開買付届出書（第二十七条の三第二項に規定する公開買

付届出書をいい、その訂正届出書を含む。以下この項及び第三項において同じ。）を提出した日において、既に当該会社が発行者である株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には

、当該提出をしている者を含む。）に送付するものとされている書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る公開買付届出書、公開買

付撤回届出書（第二十七条の十一第三項に規定する公開買付撤回届出書をいう。）並びに公開買付報告書（第二十七条の十三第二項に

規定する公開買付報告書をいい、その訂正報告書を含む。）に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の内閣府令で

定める方法により提供することができる。この場合において、当該公開買付者は、当該書類の写しを送付したものとみなす。

公開買付者（第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の三第二項に規定する公開買付者をいう。以下この項にお

（新設）

いて同じ。 ) は、内閣府令で定める場合には、第二十七条の二十二の第二項又は第三項において準用する第二十七条の三四項の規定により当該公開買付け(第二十七条の二十二の第二項において準用する第二十七条の第三第一項に規定する公開買付けをいう。以下この項において同じ。 ) に係る公開買付届出書(第二十七条の二十二の第二項において準用する第二十七条の第三第二項に規定する公開買付届出書をいい、その訂正届出書を含む。 ) を提出した日において、既に当該公開買付者である会社が発行者である株券等に係る公開買付届出書(第二十七条の第三第二項に規定する公開買付届出書をいう。 ) の提出をしている者がある場合において送付するものとされている書類の写しに代えて、当該公開買付けに係る公開買付届出書(第二十七条の二十二の第二項において準用する第二十七条の第三第二項に規定する公開買付届出書をいい、その訂正届出書を含む。 ) に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の内閣府令で定める方法により提供することができる。この場合において、当該公開買付者は、当該書類の写しを送付したものとみなす。

公開買付けに係る対象会社等は、内閣府令で定める場合には、第二十七条の十第三項(同条第四項において準用する場合を含む。 ) の規定により当該公開買付けに係る公開買付者(当該公開買付けに係る意見表明報告書)その訂正報告書を含む。以下この項において同じ。 ) を提出した日において、当該公開買付者以外の者で既に当該公開買付けに係る株券等の発行者である会社が発行者である株券

等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。( )に送付するものとされている書類の写しに代えて、当該意見表明報告書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の内閣府令で定める方法により提供することができる。この場合において、当該公開買付けに係る対象会社等は、当該書類の写しを送付したものとみなす。

株券等の保有者は、内閣府令で定める場合には、第二十七条の二十七(第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該株券等の発行者である会社に送付するものとされている書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る第二十七条の二十七(第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。)に規定する書類に記載すべき事項(第二十七条の二十八第三項(第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。))の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分を除く。( )を電子情報処理組織を使用する方法その他の内閣府令で定める方法により提供することができる。この場合において、当該株券等の保有者は、当該書類の写しを送付したものとみなす。

#### 第三十四条 (略)

証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定により営む業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一 一の二 (略)

三 金融先物取引法第二条第十項に規定する金融先物取引業

#### 第三十四条 (略)

証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定により営む業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一 一の二 (略)

三 金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引業

四 (略)

五 金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標（有価証券に関するものを除く。）に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として総理府令で定めるものに係る業務（前二号に掲げる業務を除く。）

六 十 (略)

（略）

第六十一条 金融再生委員会は、証券業協会（以下この条及び第六十四条の七から第六十四条の九までにおいて「協会」という。）に入会せず、又は証券取引所の会員又は取引参加者（以下「会員等」という。）となつていない証券会社の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

前項に規定する監督を行うため、金融再生委員会は、協会に加入せず、又は証券取引所の会員等となつていない証券会社に対して、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、当該証券会社又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則（以下この条において「社内規則」という。）の作成又は変更を命ずることができる。

（略）

第六十五条の二 (略)

四 (略)

五 金融先物取引法第二条第八項に規定する金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標（有価証券に関するものを除く。）に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として総理府令で定めるものに係る業務（前二号に掲げる業務を除く。）

六 十 (略)

（略）

第六十一条 金融再生委員会は、第六十七条第一項に規定する証券業協会（以下この条及び第六十四条の七から第六十四条の九までにおいて「協会」という。）に加入せず、又は証券取引所の会員となつていない証券会社の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

前項に規定する監督を行うため、金融再生委員会は、協会に加入せず、又は証券取引所の会員等となつていない証券会社に対して、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、当該証券会社又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則（以下この条において「社内規則」という。）の作成又は変更を命ずることができる。

（略）

第六十五条の二 (略)

(略)

第一項の登録を受けた銀行、信託会社その他政令で定める金融機関(以下この条、第六十八条第三項、第八十条第二項、第一百七十条第二項、第一百七十条第三項、第六十一条第一項、第六十三条第二項、第六十八条第二項及び第三項、第六十九条、第九十四条の五第二項並びに第二百八条において「登録金融機関」という。)は、前条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券につき、有価証券の元引受け(第二十九条第一項第二号の有価証券の元引受けをいう。)を営業として行おうとするとき、又は前条第二項第七号に掲げる取引につき、同号に定める行為を営業として行おうとするときは、金融再生委員会の認可を受けなければならない。

(略)

#### 第七十九条の六 (略)

(略)

協会は、その定款において、法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは協会若しくは証券取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をして、有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の停止を命ぜられ、又は協会若しくは証券取引所から除名若しくは取引資格の取消しの処分を受けたことのある者については、その者が協会員として加入することを拒否することができる旨を定める

(略)

第一項の登録を受けた銀行、信託会社その他政令で定める金融機関(以下この条、第六十八条第三項、第一百七十条第二項、第六十一条第一項、第六十三条第二項、第六十八条第二項及び第三項、第六十九条、第九十四条の五第二項並びに第二百八条において「登録金融機関」という。)は、前条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券につき、有価証券の元引受け(第二十九条第一項第二号の有価証券の元引受けをいう。)を営業として行おうとするとき、又は前条第二項第七号に掲げる取引につき、同号に定める行為を営業として行おうとするときは、金融再生委員会の認可を受けなければならない。

(略)

#### 第七十九条の六 (略)

(略)

協会は、その定款において、法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは協会若しくは証券取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をして、有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の停止を命ぜられ、又は協会若しくは証券取引所から除名の処分を受けたことのある者については、その者が協会員として加入することを拒否することができる旨を定めることができる。

ことができる。

第七十九条の五十 基金は、あらかじめ金融再生委員会及び大蔵大臣の認可を受けて、証券業協会又は証券会社に対し、その業務の一部を委託することができる。

前項に規定する認可があつたときは、証券業協会及び証券会社は、この法律又は他の法令の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託し、当該業務を行うことができる。

## 第五章 証券取引所

### 第一節 総則

第八十条 有価証券市場は、金融再生委員会の免許を受けた者でなければ、開設してはならない。

前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- 一 証券業協会が店頭売買有価証券市場を開設する場合
- 二 証券会社若しくは外国証券会社又は登録金融機関が、この法律又は外国証券業者に関する法律の定めるところに従つて有価証券の売買、有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引（有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引にあつては、取引所有価証券市場によらないで行われるものを除く。）又はこれらの取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う場合（競売買の方法その他の総理府令で定める方法を定

第七十九条の五十 基金は、あらかじめ金融再生委員会及び大蔵大臣の認可を受けて、第六十七条第一項に規定する証券業協会又は証券会社に対し、その業務の一部を委託することができる。

前項に規定する認可があつたときは、第六十七条第一項に規定する証券業協会及び証券会社は、この法律又は他の法令の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託し、当該業務を行うことができる。

## 第五章 証券取引所

### 第一節 設立及び組織

第八十条 証券取引所は、法人とする。

証券取引所は、会員組織とする。

証券取引所は、その名称のうちに証券取引所という文字を用いなければならぬ。

証券取引所でない者は、その名称のうちに証券取引所であると誤認される虞のある文字を用いてはならない。

めて行う場合を除く。)

第八十一条 削除

(削る)

第八十一条 証券取引所は、証券会社又は政令で定める外国証券会社でなければ、これを設立することはできない。

証券会社又は政令で定める外国証券会社は、証券取引所を設立しようとするときは、金融再生委員会の免許を受けなければならない。

証券取引所を設立するには、会員にならうとする証券会社又は政令で定める外国証券会社が発起人とならなければならない。

第八十一条の二 発起人は、定款を作成した後、会員にならうとする者を募り、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

設立を予定する証券取引所の会員となる予定の者(以下この条において「加入予定者」という。)は、創立総会の開会までに、出資の全額を払い込まなければならない。

定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

創立総会では、定款を修正することができる。

第三項の創立総会の議事は、加入予定者であつてその開会までに出資の全額の払込みをした者の二分の一以上が出席し、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。

加入予定者で、証券取引所の成立の時までに出資の全額を払い込

第八十二条 第八十条第一項の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を金融再生委員会に提出しなければならない。

- 一 名称又は商号
- 二 事務所又は本店、支店その他の営業所の所在の場所
- 三 役員の名及及び会員等の商号又は名称  
(略)

第八十三条 金融再生委員会は、前条第一項の規定による免許の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 (略)
- 二 免許申請者が取引所有価証券市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。
- 三 免許申請者が証券取引所としてこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

金融再生委員会は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに

まない者は、証券取引所の成立の時に加入の申込みを取り消したものとみなす。

民法第六十五条及び第六十六条の規定は、創立総会の議決について準用する。

第八十二条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した免許申請書を金融再生委員会に提出しなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所のある場所
- 三 役員の名及及び会員の名称  
(略)

第八十三条 金融再生委員会は、前条第一項の規定による免許の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 (略)
- 二 (新設)
- 三 当該申請に係る証券取引所がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

金融再生委員会は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに

該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 免許申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

二・三 (略)

第八十四条 (略)

金融再生委員会が、第八十条第一項の規定による免許を与えることとし、又はこれを与えないこととした場合においては、遅滞なく、その旨を書面により免許申請者に通知しなければならない。

(削る)

第八十五条 証券取引所は、証券会員制法人又は資本の額が政令で定める金額以上の株式会社でなければならない。

(削る)

該当する場合を除いて、設立の免許を与えなければならない。

一 免許申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

二・三 (略)

第八十四条 (略)

金融再生委員会が、第八十一条第二項の規定による免許を与えることとし、又はこれを与えないこととした場合においては、遅滞なくその旨を書面により免許申請者に通知しなければならない。

第八十四条の二 第八十一条第二項の免許があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第八十五条 金融再生委員会は、証券取引所がその設立の免許を受けた当時第八十三条第二項各号のいずれかに該当していたことを発見したときは、その免許を取り消すことができる。

第八十五条の二 証券取引所は、定款、業務規程又は受託契約準則を変更しようとするときは、金融再生委員会の認可を受けなければならない。

証券取引所は、第八十二条第一項第二号又は第三号に掲げる事項

第八十六条 証券取引所は、その名称又は商号のうちに証券取引所という文字を用いなければならない。

証券取引所でない者は、その名称又は商号のうちに証券取引所であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第八十七条 証券取引所は、その定款において、会員等が法令、法令に基づいてする行政官庁の処分、当該証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則（以下この条において単に「規則」という。）及び取引の信義則を遵守しなければならない旨並びに法令、法令に基づいてする行政官庁の処分若しくは規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をした会員等に対し、過怠金を課し、その者の取引所有価証券市場における有価証券の売買等の停止若しくは制限を命じ、又は除名（取引参加者にあつては、取引資格の取消し）をする旨を定めなければならない。

第八十七条の二 証券取引所は、取引所有価証券市場の開設及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。

について変更があつたときは、遅滞なくその旨を金融再生委員会に届け出なければならない。証券取引所の規則（定款、業務規程及び受託契約準則を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

第八十六条 証券取引所は、営利の目的をもつて業務を営んではない。

第八十七条 削除

（新設）

第八十七条の三 証券取引所の役員は、二以上の証券取引所の役員  
の地位を占めてはならない。

(新設)

第八十七条の四 金融再生委員会は、取引所有価証券市場を開設する  
証券会員制法人(以下「会員証券取引所」という。)の理事又は監  
事の職務を行う者がない場合において、必要があると認めるときは  
、仮理事又は仮監事を選任することができる。

(新設)

金融再生委員会は、取引所有価証券市場を開設する株式会社(以  
下「株式会社証券取引所」という。)の取締役、代表取締役又は監  
査役の職務を行う者がない場合において、必要があると認めるとき  
は、仮取締役、仮代表取締役又は仮監査役を選任することができる  
。

商法第二百五十八条第二項(同法第二百六十一条第三項及び第二  
百八十条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、株式会  
社証券取引所には、適用しない。

(新設)

第八十七条の五 金融再生委員会は、前条第二項の規定により、仮取  
締役、仮代表取締役又は仮監査役を選任したときは、当該株式会社  
証券取引所の本店及び支店の所在地の登記所にその旨の登記を嘱託  
しなければならない。

前項の規定により金融再生委員会が登記を嘱託するときは、嘱託  
書に、当該登記の原因となる事由に係る処分を行ったことを証する  
書面を添付しなければならない。

第八十七条の六 証券取引所の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

(新設)

第二節 証券会員制法人及び取引所有価証券市場を開設する株式会社

(新設)

第一款 証券会員制法人

(新設)

第一目 設立

(新設)

第八十七条の七 証券会員制法人は、法人とする。

(新設)

証券会員制法人は、その名称のうちに証券会員制法人という文字を用いなければならない。

証券会員制法人でない者は、その名称のうちに証券会員制法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第八十七条の八 証券会員制法人は、証券会社又は政令で定める外国証券会社でなければ、これを設立することはできない。

(新設)

証券会員制法人を設立するには、会員にならうとする証券会社又は政令で定める外国証券会社が発起人とならなければならない。

第八十八条 発起人は、証券会員制法人の定款を作成し、これに次に掲げる事項を記載して署名しなければならない。

第八十八条 証券取引所の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

掲げる事項を記載して署名しなければならない。

はならない。

一、四 (略)

一、四 (略)

五 会員等に関する事項

六 会員等の法令、法令に基づき行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項

七 信認金に関する事項

八 十五 (略)

商法第六十七條の規定は、前項の定款について準用する。

第八十八條の二 發起人は、定款を作成した後、会員になろうとする者を募り、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の二週間前までに公告して、創立總會を開かなければならない。

設立を予定する証券会員制法人の会員となる予定の者(以下この条において「加入予定者」という。)は、創立總會の開会までに、出資の全額を払い込まなければならない。

定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。

創立總會では、定款を修正することができる。

第三項の創立總會の議事は、加入予定者であつてその開会までに出資の全額の払込みをした者の二分の一以上が出席し、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。

加入予定者で、証券会員制法人の成立の時までに出資の全額を払い込まない者は、証券会員制法人の成立の時に加入の申込みを取り消したものとみなす。

民法第六十五條及び第六十六條の規定は、創立總會の議決について

五 会員に関する事項

六 会員の法令、法令に基づき行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項

七 会員信認金に関する事項

八 十五 (略)

(新設)

(新設)

て準用する。

第八十八条の三 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

(新設)

第八十九条 民法第三十八条第一項、第四十四条、第五十条、第五十一条、第五十四条、第五十七条、第六十条乃至第六十六条及び非訟事件手続法第三十五条第一項の規定は、証券会員制法人に、これを準用する。

第八十九条 民法第三十八条第一項、第四十四条、第五十条、第五十一条、第五十四条、第五十七条、第六十条乃至第六十六条及び非訟事件手続法第三十五条第一項の規定は、証券取引所に、これを準用する。

(新設)

商法第四百二十八条の規定は、証券会員制法人の設立について準用する。この場合において、同条第二項中「株主、取締役又八監査役」とあるのは、「会員、理事長及理事又八監事」と読み替えるものとする。

## 第二目 登記

(新設)

第八十九条の二 証券会員制法人は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることにより成立する。

(新設)

前項の場合を除くほか、この法律の規定により登記すべき事項は、登記をした後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第八十九条の三 証券会員制法人の設立の登記は、創立総会の終了の

(新設)

日から二週間以内に、これをしなければならない。

前項の登記には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所
- 四 存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
- 五 基本金及び払い込んだ出資金額
- 六 出資一口の金額及びその払込方法
- 七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 八 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
- 九 公告の方法

証券会員制法人は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

第八十九条の四 証券会員制法人は、成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条第二項に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において、新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記することをもつて足りる。

(新設)

第八十九条の五 証券会員制法人は、主たる事務所を移転したときは、二週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第八十九条の第三第二項に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項に掲げる事項を登記しなければならぬ。

(新設)

同一の登記所の管轄区域内において、主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすることをもつて足りる。

第八十九条の六 証券会員制法人は、第八十九条の第三第二項に掲げる事項のいずれかに変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

(新設)

第八十九条の第三第二項第五号に掲げる事項の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末の現在により事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内に、これをすることができる。

第八十九条の七 証券会員制法人は、理事長若しくは証券会員制法人

(新設)

を代表すべき理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあ

つたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

第八十九条の八 証券会員制法人の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が、管轄登記所としてこれをつかさどる。

各登記所に、証券会員制法人登記簿を備える。

第八十九条の九 証券会員制法人の設立の申請書には、定款並びに出資の払込みがあつたこと及び代表権を有する者の資格を証する書面を添付しなければならない。

第八十九条の十 証券会員制法人の従たる事務所の新設、主たる事務所又は従たる事務所の移転その他第八十九条の三第二項に掲げる事項の変更の登記の申請書には、従たる事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

第八十九条の十一 証券会員制法人が登記した事項は、登記所において、遅滞なく、これを公告しなければならない。

第八十九条の十二 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二二条から第五条まで、第七条から第二十三条まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五条、第二十六条、第五

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで並びに第一百七条から第二百二十条まで並びに非訟事件手続法第三百二十五条ノ六及び第四百四十条の規定は、この法律による登記について準用する。この場合において、商業登記法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは「証券取引法第八十九条の三第二項」と、非訟事件手続法第三百二十五条ノ六中「本店及び支店」とあるのは「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

(削る)

第三目 会員

第九十条 証券会員制法人の会員は、証券会社及び政令で定める外国証券会社に限る。

第九十二条 (略)

会員の証券会員制法人に対する責任は、定款に定める経費及び当該会員が当該証券会員制法人に与えた損害の負担のほか、その出資額を限度とする。

第九十三条 会員の持分は、定款の定めるところにより、証券会員制法人の承認を受け、当該会員が脱退しようとするときに限り、これを譲り渡すことができる。

第九十四条 会員は、定款の定めるところにより、証券会員制法人の

第二節 会員

(新設)

第九十条 証券取引所の会員は、証券会社及び政令で定める外国証券会社に限る。

第九十二条 (略)

会員の証券取引所に対する責任は、定款に定める経費及び当該会員が当該証券取引所に与えた損害の負担のほか、その出資額を限度とする。

第九十三条 会員の持分は、定款の定めるところにより、証券取引所の承認を受け、当該会員が脱退しようとするときに限り、これを譲り渡すことができる。

第九十四条 会員は、定款の定めるところにより、証券取引所の承認

承認を受けて脱退することができる。

第九十五条 前条の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によつて脱退する。

一 証券会社及び政令で定める外国証券会社のいずれにも該当しないこととなること。

二・三 (略)

第九十六条 会員が脱退したときは、証券会員制法人は、定款の定めるところにより、その持分を払い戻さなければならない。

#### 第四目 管理

第九十七条 証券会員制法人は、営利の目的をもつて業務を営んではならない。

を受けて脱退することができる。

第九十五条 前条に規定する場合の外、会員は、左の事由によつて脱退する。

一 会員たる資格の喪失

二・三 (略)

第九十六条 会員が脱退したときは、証券取引所は、定款の定めるところにより、その持分を払い戻さなければならない。

#### (新設)

第九十七条 会員は、定款の定めるところにより、証券取引所に対し、会員信託金を預託しなければならない。

会員信託金は、定款の定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

証券取引所は、その定款において、会員信託金の運用方法を定めなければならない。

会員に対して取引所有価証券市場における有価証券の売買等の委託をした者は、その委託により生じた債権に関し、当該会員の会員信託金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利がある。

第九十八条 証券取引所は、その定款において、法令、法令に基づい

(削る)

とする行政官庁の処分若しくは当該証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をした会員に対し、過怠金を課し、その者の取引所有価証券市場における有価証券の売買等の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

第九十九条 会員が脱退した場合には、証券取引所は、定款の定めるところにより、本人若しくはその一般承継人又は他の会員をして、その取引所有価証券市場においてした有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引を結了させなければならない。この場合においては、本人又はその一般承継人は、これらの取引の結了の目的の範囲内において、なお会員とみなす。

前項の規定により証券取引所が他の会員をして同項に規定する取引を結了させるときは、本人又はその一般承継人と他の会員との間に、委任契約が成立していたものとみなす。

### 第三節 管理

第一百条 証券取引所に、次の役員を置く。

- 理事長 一人
- 理事 二人以上
- 監事 二人以上
- ・ (略)

第二十八条の四第九号イからへまでのいずれかに該当する者は、

(削る)

(削る)

第九十八条 証券会員制法人に、次の役員を置く。

- 理事長 一人
- 理事 二人以上
- 監事 二人以上
- ・ (略)

第二十八条の四第九号イからへまで又は商法第二百五十四条ノ二

第三号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

役員が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失つ。

第九十九条 理事長は、証券会員制法人を代表し、その事務を総理する。

理事は、定款の定めるところにより、証券会員制法人を代表し、理事長を補佐して証券会員制法人の事務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長に欠員があるときはその職務を行う。

監事は、証券会員制法人の事務を監査する。

#### 第五目 解散

第一百条 証券会員制法人は、次に掲げる事由により解散する。

- 一 定款に定めた事由の発生
- 二 総会の決議
- 三 合併
- 四 会員の数が五以下となつたこと。
- 五 破産
- 六 成立の日から六月以内に第八十条第一項の規定による免許の申請を行わなかつたこと。
- 七 金融再生委員会が第八十条第一項の免許を与えないこととしたこと。

役員となることができない。

(新設)

第一百一条 理事長は、証券取引所を代表し、その事務を総理する。

理事は、定款の定めるところにより、証券取引所を代表し、理事長を補佐して証券取引所の事務を掌理し、理事長事故あるときはその職務を代理し、理事長欠員のときはその職務を行う。

監事は、証券取引所の事務を監査する。

(新設)

(新設)

八 第八十条第一項の免許の取消し又は失効

第百条の二 証券会員制法人が解散した場合における残余財産は、定款又は総会の決議により別に定める場合のほか、平等に、これを会員に分配しなければならない。

(新設)

第百条の三 証券会員制法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除くほか、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

(新設)

第百条の四 証券会員制法人の清算が終了したときは、第百条の七第一項において準用する商法第四百二十七条の承認があつた後、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

(新設)

第百条の五 証券会員制法人の解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面及び理事長又は証券会員制法人を代表すべき理事が清算人でない場合においては、証券会員制法人を代表すべき清算人であることを証する書面を添付しなければならない。

(新設)

証券会員制法人が第八十条第一項の免許の取消しの処分により解散する場合における解散の登記は、金融再生委員会の囑託によつてこれをする。

第百条の六 第百条の四の規定による登記の申請書には、清算人が次条第一項において準用する商法第四百二十七条の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

(新設)

第百条の七 民法第六十九条、第七十条、第七十二条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで、商法第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十八条、第二百二十九条、第二百三十一条、第四百七条第一項、第四百十九條及び第四百二十七条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第二百二十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百二十六条、第三百二十七条並びに第三百二十八条の規定は、証券会員制法人について準用する。この場合において、民法第七十条中「理事」とあるのは「理事長及び理事」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「証券取引法第百条の七第一項ニ於テ準用スル商法第四百七条第一項」と、商法第四百七条第一項中「取締役」とあるのは「理事長及理事」と読み替えるものとする。

(新設)

民法第四十四条、第五十四条、第五十七条、第六十条及び第六十一条の規定は、証券会員制法人の清算人について準用する。

商業登記法第六十一条第一項の規定は、この法律による証券会員制法人の解散の登記について準用する。

## 第六目 組織変更

(新設)

第百一条 会員証券取引所は、その組織を変更して株式会社証券取引所になることができる。

(新設)

第百一条の二 会員証券取引所は、前条の組織変更(以下この目において「組織変更」という。)をするには、組織変更計画書を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

(新設)

前項の総会においては、その決議により、定款その他株式会社への組織変更に必要な事項を定めるとともに、組織変更後の株式会社への役員となるべき者を選任しなければならない。

民法第六十九条の規定は、前二項の決議について準用する。

第一項の総会の招集は、その会議開催日の五日前までに、会議の目的たる事項のほか、組織変更計画書の要領、組織変更後の株式会社の定款及び第二項に規定する者の選任に関する議案の要領を示してしなければならない。

組織変更計画書には、組織変更をする時期、会員に対する株式の割当てに関する事項その他総理府令で定める事項を記載しなければならない。

第百一条の三 会員証券取引所の理事長又は理事は、前条第一項の総会の会議開催日の五日前から組織変更の日の前日まで、組織変更計画書その他の総理府令で定める書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

(新設)

会員証券取引所の会員又は債権者は、その事業時間内に限り、前

項の書類の閲覧を求め、又は会員証券取引所の定める費用を支払つてその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

第百一条の四 商法第百条の規定は、組織変更の場合について準用す

る。この場合において、同条第一項及び第三項中「会社」とあるのは、「会員証券取引所」と読み替えるものとする。

(新設)

第百一条の五 組織変更後の株式会社証券取引所の取締役は、組織変更の日から六月間、第百一条の第三第一項の書類及び前条において準用する商法第百条の規定による手続の経過その他の組織変更に関する事項として総理府令で定める事項を記載した書類を本店に備え置かなければならない。

(新設)

第百一条の第三第二項の規定は、前項の規定により備え置く書類について準用する。この場合において、第百一条の第三第二項中「会員証券取引所」とあるのは、「組織変更後の株式会社証券取引所」と、「会員又は」とあるのは、「株主又は」と、「事業時間内」とあるのは、「営業時間内」と読み替えるものとする。

(新設)

第百一条の六 会員証券取引所の会員は、組織変更計画書の定めるところにより、組織変更後の株式会社証券取引所の株式の割当てを受けるものとする。

商法第二百十七条第一項及び第二項並びに非訟事件手続法第二百一十六条第一項及び第二百二十二条ノ三の規定は、前項の場合について

準用する。

会員証券取引所の会員で第一項の規定により株式を割り当てられた者は、組織変更により組織変更後の株式会社証券取引所の株主となる。

第百一条の七 前条第一項の規定により会員に割り当てた株式の発行価額の総額は、組織変更時における組織変更前の会員証券取引所に現に存する純資産額を上回ることができない。

前項の場合において、組織変更時における組織変更後の株式会社証券取引所に現に存する純資産額が前条第一項の規定により会員に割り当てた株式の発行価額の総額に不足するときは、組織変更の決議の当時の会員証券取引所の理事長及び理事は、組織変更後の株式会社証券取引所に対し連帯してその不足額を支払う義務を負う。

第百一条の八 組織変更後の株式会社証券取引所は、組織変更時における純資産額から資本の額を控除した残額を商法第二百八十八条ノ二第一項の資本準備金として積み立てなければならない。

商法第二百八十八条ノ二第三項の規定は、前項の残額について準用する。この場合において、同条第三項中「合併二因り消滅シタル会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益」とあるのは「組織変更前ノ会員証券取引所ニ留保シタル剰余金」と、「其ノ利益準備金」とあるのは「組織変更前ノ会員証券取引所ガ基本金ノ増額ニ充ツル為積立ツル」と、「合併後存続スル会社又ハ合併二因り設立

(新設)

(新設)

シタル会社」とあるのは「組織変更後ノ株式会社証券取引所」と読み替えるものとする。

第百一条の九 会員証券取引所は、第百一条の六第一項の規定による

株式の割当てを行うほか、組織変更の際して、組織変更後の株式会社証券取引所の株式を発行することができる。この場合においては、組織変更計画書において、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 この項の規定により発行する株式（以下この項において単に「株式」という。）の種類及び数

二 株式の発行価額

三 株式の発行価額中資本に組み入れない額

四 現物出資をする者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える株式の額面無額面の別、種類及び数

商法第百七十五条（第二項第一号、第五号、第七号及び第十一号を除く。）、第百七十六条から第百七十九条まで、第百八十九条、第百九十条、第百九十一条前段、第百九十二条、第二百二十二条第一項及び第二項、第二百二十二条ノ二並びに第二百二十二条ノ四並びに非訟事件手続法第百二十六条第一項及び第百三十二条ノ二の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、商法第百七十五条第二項（各号列記以外の部分に限る。）及び第四項、第百七十六条、第百七十七条第一項、第百七十九条第一項及び第二項並びに第百九十二条第四項において準用する同法第百八十六条中「発

（新設）

起人」とあるのは「会員証券取引所ノ理事長又ハ理事」と、同法第百七十五条第二項第八号中「第六十八条ノ二」とあるのは「証券取引法第一条の九第一項」と、同項第九号中「各発起人ガ引受ケタル」とあるのは「会員ニ割当テタル」と、「引受価額」とあるのは「発行価額」と、同法第百八十九条第一項中「発起人又ハ取締役」とあるのは「会員証券取引所ノ理事長若ハ理事又ハ組織変更後ノ株式会社証券取引所ノ取締役」と、同法第百九十二条第一項及び第二項中「発起人及会社成立当時ノ取締役」とあり、並びに同条第三項中「発起人又ハ取締役」とあるのは「組織変更ノ決議ノ当時ノ会員証券取引所ノ理事長及理事並ニ組織変更当時ノ株式会社証券取引所ノ取締役」と、同法第百二十二条ノ二第二項中「会社ノ設立ニ際シテハ発起人全員ノ同意ヲ以テ之ヲ定メ会社ノ成立後ニ於テハ定款ニ株主總會ガ之ヲ決スル旨ノ定アルトキヲ除クノ外取締役会之ヲ決ス」とあるのは「組織変更ニ際シテハ組織変更計画書ヲ以テ之ヲ定ム」と、同法第百二十二条ノ四中「株式申込証又ハ新株引受権証書」とあるのは「株式申込証」と、非訟事件手続法第百三十二条ノ二第一項中「総発起人又ハ総取締役」とあるのは「会員証券取引所ノ理事長及ビ総理事」と読み替えるものとする。

商法第百七十三条並びに非訟事件手続法第百二十六条第一項、第百二十七条から第百二十九条まで、第百二十九条ノ三及び第百二十九条ノ四の規定は、組織変更計画書に第一項第四号に掲げる事項を記載した場合について準用する。この場合において、商法第百七十三条第一項中「取締役ハ其ノ選任後遅滞ナク第百六十八条第一項」

とあるのは「会員証券取引所ノ理事長又八理事八証券取引法第百一条の九第一項第四号」と、同条第二項中「第百六十八条第一項第五号及第六号」とあるのは「証券取引法第百一条の九第一項第四号」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、「同項第五号及第六号」とあり、「第百六十八条第一項第五号又八第六号」とあり、及び「同項第五号又八第六号」とあるのは「同号」と、同条第三項中「第百六十八条第一項第五号又八第六号」とあるのは「証券取引法第百一条の九第一項第四号」と、「同項第五号又八第六号」とあるのは「同号」と、同条第四項中「第百六十八条第一項」とあるのは「証券取引法第百一条の九第一項第四号」と、「各発起人」とあるのは「組織変更ノ決議ノ当時ノ会員証券取引所ノ理事長及各理事並ニ現物出資ヲ為ス者」と、同条第五項中「発起人」とあるのは「現物出資ヲ為ス者」と、同項及び同条第六項中「定款」とあるのは「定款及組織変更計画書」と、非訟事件手続法第百二十九条第二項及び第三項中「発起人」とあるのは「組織変更前ノ会員証券取引所ノ理事長若八理事」と、「取締役」とあるのは「組織変更後ノ株式会社証券取引所ノ取締役」と読み替えるものとする。

商法第百七十三条ノ二及び第百九十五条の規定は、組織変更後の株式会社証券取引所の取締役及び監査役となるべき者について準用する。この場合において、同法第百七十三条ノ二第一項中「前条」とあるのは「証券取引法第百一条の九第三項ニ於テ準用スル前条」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、同条第二項中「各発起人」とあるのは「会員証券取引所ノ理事長及各理事」と、同法

第九十五条中「第七十三条ノ二又八第四十四条第一項及第二項」とあるのは「証券取引法第一条の九第四項ニ於テ準用スル第三百七十三条ノ二」と、「発起人モ」とあるのは「会員証券取引所ノ理事長又ハ理事モ」と、「及発起人」とあるのは「並ニ会員証券取引所ノ理事長及理事」と読み替えるものとする。

商法第二百八十六条ノ四の規定は、第一項の規定による株式の発行のために必要な費用の額について準用する。

第一百一条ノ十 組織変更計画書に前条第一項第四号に掲げる事項を記載した場合において、現物出資の目的たる財産の組織変更当時に於ける実価が組織変更計画書に記載した価格に著しく不足するときは、現物出資に関する議案を総会に提出した会員証券取引所の理事長及び理事は、議案に掲げた財産の価格と実価との差額を限度として組織変更後の株式会社証券取引所に対し連帯してその不足額を支払う義務を負う。

商法第九十二条ノ二第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第六十八條第一項第五号又八第六号」とあるのは「証券取引法第一条の九第一項第四号」と、「発起人及取締役」とあるのは「会員証券取引所ノ理事長及理事」と、「前項」とあるのは「同法第一条の十第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「証券取引法第一条の十第一項」と、同項において準用する同法第八十六条中「発起人」とあるのは「会員証券取引所ノ理事長及理事」と読み替えるものとする。

(新設)

のとする。

第百一条の十一 組織変更は、金融再生委員会の認可を受けなければ

その効力を生じない。

前項の認可を受けようとする者は、組織変更後の株式会社証券取引所について次に掲げる事項を記載した組織変更認可申請書を金融再生委員会に提出しなければならない。

一 商号

二 本店、支店その他の営業所の所在の場所

三 役員の名氏及び取引参加者の商号又は名称

前項の組織変更認可申請書には、組織変更計画書、組織変更後の株式会社証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の総理府令で定める書類を添付しなければならない。

第百一条の十二 金融再生委員会は、前条第二項の規定による認可の

申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 組織変更後の株式会社証券取引所の定款、業務規程及び受託契約準則の規定が法令に適合し、かつ、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引を公正かつ円滑ならしめ、並びに投資者を保護するために十分であること。

二 組織変更後の株式会社証券取引所が取引所有価証券市場を適切

(新設)

(新設)

に運営するに足りる人的構成を有するものであること。

三 組織変更後の株式会社証券取引所が証券取引所としてこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

金融再生委員会は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、組織変更を認可しなければならない。

一 組織変更後の株式会社証券取引所の役員のうち二十八条の四第九号イからへまで又は商法第二百五十四条ノ二第三号のいずれかに該当する者があるとき。

二 組織変更認可申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

第一百一条の十三 次に掲げる株式は、商法第六十六条第一項第六号

、第二項及び第三項、第六十八条ノ三並びに第二百八十四条ノ二第二項に規定する会社の設立に際して発行する株式とみなす。

一 第一百一条の六第一項の規定により会員に割り当てる株式

二 第一百一条の九第一項の規定により組織変更に際して発行する株式

前項の場合においては、同項各号に掲げる株式に係る組織変更の日を商法第二百二十五条第二号に掲げる日と、当該組織変更を同法第二百二十六条に規定する会社の成立とみなして、これらの規定を適用する。

(新設)

第百一条の十四 会員証券取引所が組織変更を行ったときは、組織変更の日から主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更前の会員証券取引所については解散の登記を、組織変更後の株式会社証券取引所については設立の登記をしなければならない。

前項の設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第七十九条に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 組織変更計画書
- 二 定款
- 三 組織変更前の会員証券取引所の組織変更総会の議事録
- 四 第百一条の四において準用する商法第百条の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は組織変更をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面
- 五 組織変更時における組織変更前の会員証券取引所に現に存する純資産額を証する書面
- 六 組織変更後の株式会社証券取引所の取締役、代表取締役及び監査役が就任を承諾したことを証する書面
- 七 名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これらの者との契約を証する書面
- 八 第百一条の九の規定により組織変更の際して株式を発行したと

(新設)

きは、次に掲げる書面

イ 株式の申込み及び引受けを証する書面

ロ 取締役及び監査役又は検査役の調査報告書並びに第一百一条の九第三項において準用する商法第七十三条第三項前段の弁護士<sup>一</sup>の証明書並びにこれらの附属書類並びに有価証券の証券取引所の相場を証する書面

ハ 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

ニ 払込みを取り扱つた銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

商業登記法第七十一条及び第七十二条の規定は、第一項の場合について準用する。

第一百一条の十五 組織変更の無効は、本店の所在地において組織変更の日から六月以内に、訴えをもつてのみ主張することができる。

商法第八十八条、第二百五条第二項から第四項まで、第百六条、第百八条から第一百条まで、第二百四十九条及び第四百十五条第二項並びに非訟事件手続法第三百三十五条ノ六及び第四百十条の規定は、前項の訴えについて準用する。

第二款 取引所有価証券市場を開設する株式会社の特例

第一百二条 株式会社証券取引所の定款には、商法第六十六条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

(新設)

(新設)

第一百二条 役員が第二十八条の四第九号イからハまでのいずれかに該当することとなつたときは、その職を失う。

役員は、二以上の証券取引所の役員の地位を占めてはならない。

- 一 取引参加者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項
- 二 規則の作成に関する事項
- 三 取引所有価証券市場に関する事項

第二百二条 何人も、株式会社証券取引所の発行済株式の総数（商法第二百四十二条の規定により株主が議決権を有しないこととされる株式（議決権のある株式に転換することを請求できないものに限る。以下この項において「議決権のない株式」という。）の数を除く。次項において同じ。）の百分の五を超える数の株式（議決権のない株式及び取得又は所有の態様その他の事情を勘案して総理府令で定めるものを除く。以下この条において「対象株式」という。）を取得し、又は所有してはならない。

前項の規定は、所有する対象株式の数に増加がない場合その他の総理府令で定める場合において、株式会社証券取引所の発行済株式の総数の百分の五を超える数の対象株式を取得し、又は所有することとなるときには、適用しない。ただし、当該株式会社証券取引所の発行済株式の総数の百分の五を超える部分の数の対象株式については、その超えることとなつた日から一年を超えて、これを所有してはならない。

次の各号に掲げる場合における前二項の規定の適用については、当該各号に定める対象株式は、これを取得し、又は所有するものとみなす。

第二百三条 金融再生委員会は、不正の手段により役員となつた者のあることを発見したとき、又は役員が法令、定款若しくは法令に基づく行政官庁の処分に違反したときは、証券取引所に対し、当該役員  
の解任を命ずることができる。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株式会社証券取引所の対象株式に係る株主としての議決権を行使することができ、議決権又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有し、又は有することとなる場合 当該権限に係る対象株式

二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が株式会社証券取引所の対象株式を取得し、又は所有する場合 当該特別の関係にある者が取得し、又は所有する対象株式前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第百四条 株式会社証券取引所は、総理府令で定めるところにより、その発行済株式の総数その他の総理府令で定める事項を、公衆の縦覧に供しなければならない。

第百五条 株式会社証券取引所は、その資本の額を減少しようとするときは、金融再生委員会の認可を受けなければならない。

株式会社証券取引所は、その資本の額を増加しようとするときは、総理府令で定めるところにより、金融再生委員会に届け出なければならない。

第百六条 第九十八条第四項及び第五項の規定は、株式会社証券取引所の役員について準用する。

第百四条 金融再生委員会は、理事又は監事の職務を行う者のない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

第百五条 削除

第百六条 証券取引所の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知得した秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。

第一百六条の二 裁判所は、株式会社証券取引所の清算手続、破産手続、再生手続、整理手続又は更生手続において、金融再生委員会に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。  
金融再生委員会は、前項に規定する手続において、必要があると認めるときは、裁判所に対し、意見を述べることができる。

(削る)

第三節 取引所有価証券市場における有価証券の売買等

第一百六条の三 (略)

第一百七条 取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引は、当該取引所有価証券市場を開設する証券取引所の会員等に限り、行うことができる。

第一百七条の二 会員証券取引所は、定款の定めるところにより、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める者に、当該会員証券取引所の開設する取引所有価証券市場における当該取引を行うための取引資格を与えることができる。

一・二 (略)

第九十四条及び第九十五条の規定は、前項の規定により取引資格を与えられた者について準用する。この場合において、第九十四条中「証券会員制法人」とあるのは、「会員証券取引所」と、「脱退す

(新設)

第四節 取引所有価証券市場における有価証券の売買等

(新設)

第一百六条の二 (略)

第一百七条 取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引は、当該取引所有価証券市場を開設する証券取引所の会員に限り、行うことができる。

第一百七条の二 前条の規定にかかわらず、証券取引所は、定款の定めるところにより、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める者に、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場における当該取引を行うための取引資格を与えることができる。

一・二 (略)

前項の規定に基づき、証券取引所により当該取引所有価証券市場における取引資格を与えられた者は、同項各号に掲げる取引を行う範囲において、第九十七条から第九十九条まで、第一百八条の三、第

る」とあるのは、「取引資格を喪失する」と、第九十五条中「脱退する」とあるのは、「取引資格を喪失する」と、同条第一号中「証券会社及び政令で定める外国証券会社」とあるのは、「第七七条の二第一項各号に掲げる者」と、同条第三号中「除名」とあるのは、「取引資格の取消し」と読み替えるものとする。

第七七条の三 株式会社証券取引所は、業務規程の定めるところにより、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める者に、当該株式会社証券取引所の開設する取引所有価証券市場における当該取引を行うための取引資格を与えることができる。

- 一 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引 証券会社及び政令で定める外国証券会社
- 二 証券先物取引等（国債証券等に係る有価証券先物取引並びに第六十五条第二項第六号イ、ハ及びニに掲げる取引に限る。） 登録金融機関のうち総理府令で定める業務を行う者

第九十四条及び第九十五条の規定は、前項の規定により取引資格を与えられた者について準用する。この場合において、第九十四条中「定款」とあるのは「業務規程」と、「証券会員制法人」とあるのは「株式会社証券取引所」と、「脱退する」とあるのは「取引資格を喪失する」と、第九十五条中「脱退する」とあるのは「取引資格を喪失する」と、同条第一号中「証券会社及び政令で定める外国

百二十一条、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十九条、第三百十條、第三百五十五条、第三百五十六条の三及び第三百八十八條の規定の適用については、会員とみなす。この場合において、第九十八条中「除名する」とあるのは「取引資格を失わせる」と、第九十九条第一項中「脱退した」とあるのは「取引資格を失った」と、第二百二十九条第三項中「これを除名し」とあるのは「取引資格を失わせ」とする。

（新設）

証券会社」とあるのは「第一百七条の三第一項各号に掲げる者」と、同条第三号中「除名」とあるのは「取引資格の取消し」と読み替えるものとする。

第一百七条の四 会員等は、定款（株式会社証券取引所にあつては、業務規程。次項及び第三項並びに第一百七条の六第一項において同じ。）

（の定めるところにより、証券取引所に対し、信認金を預託しなればならない。

信認金は、定款の定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

証券取引所は、その定款において、信認金の運用方法を定めなければならない。

会員等に対して取引所有価証券市場における有価証券の売買等の委託をした者は、その委託により生じた債権に関し、当該会員等の信認金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

第一百七条の五 会員等が取引所有価証券市場における有価証券の売買等に基づく債務の不履行により他の会員等又は証券取引所に対し損害を与えたときは、その損害を受けた会員等又は証券取引所は、その損害を与えた会員等の信認金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利がある。

前条第四項の規定による取引所有価証券市場における有価証券の売買等の委託者の優先権は、前項の優先権に対し、優先の効力を有

（新設）

（新設）

する。

第一百七条の六 会員等が脱退した場合（取引参加者にあつては、取引資格を喪失した場合）においては、証券取引所は、定款の定めるところにより、本人若しくはその一般承継人又は他の会員等をして、その取引所有価証券市場においてした有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引を結了させなければならぬ。この場合においては、本人又はその一般承継人は、これらの取引の結了の目的の範囲内において、なお会員等とみなす。

前項の規定により証券取引所が他の会員等をして同項に規定する取引を結了させるときは、本人又はその一般承継人と他の会員等との間に、委任契約が成立していたものとみなす。

第一百八条 証券取引所は、その業務規程において、その開設する取引所有価証券市場ごとに、当該取引所有価証券市場における次に掲げる事項（会員証券取引所にあつては、第一号及び第二号を除く。）に関する細則を定めなければならない。

- 一 取引参加者に関する事項
- 二 信託金に関する事項
- 三 有価証券の売買（有価証券先物取引を除く。第一百十条第一項及び第二項並びに第一百十二条第一項及び第二項において同じ。）に係る有価証券の上場及び上場廃止の基準及び方法

四（略）

（新設）

第一百八条 証券取引所は、その業務規程において、その開設する取引所有価証券市場ごとに、当該取引所有価証券市場における次に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

- （新設）
- （新設）
- 一 有価証券の売買（有価証券先物取引を除く。第一百十条第一項及び第一百十二条第一項において同じ。）に係る有価証券の上場及び上場廃止の基準及び方法

二（略）

- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)
- 八 (略)

第百八条の三 証券取引所は、証券先物取引等（金融再生委員会の定めるものを除く。以下この条において同じ。）について、総理府令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない。

一 会員等が自己の計算において証券先物取引等を行う場合又は会員等がその受託した証券先物取引等を第三項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて行う場合 当該会員等

二 会員等がその受託した証券先物取引等（会員等に対する証券先物取引等の委託の取次ぎを引き受けた者（以下この条において「取次者」という。）から受託した当該証券先物取引等（以下この条において「取次証券先物取引等」という。）を除く。以下この号において同じ。）を行う場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該証券先物取引等の委託者（会員等）に対して証券先物取引等を委託した者であつて取次者でないものをいう。第三項において同じ。

三 会員等が、次項の規定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受託した取次証券先物取引等を行う場合（第一号に掲げる場合を除く。） 当該取次者

- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)

第百八条の三 証券取引所は、証券先物取引等（金融再生委員会の定めるものを除く。以下この条において同じ。）について、総理府令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない。

一 会員が自己の計算において証券先物取引等を行う場合又は会員がその受託した証券先物取引等を第三項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて行う場合 当該会員

二 会員がその受託した証券先物取引等（会員に対する証券先物取引等の委託の取次ぎを引き受けた者（以下この条において「取次者」という。）から受託した当該証券先物取引等（以下この条において「取次証券先物取引等」という。）を除く。以下この号において同じ。）を行う場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該証券先物取引等の委託者（会員）に対して証券先物取引等を委託した者であつて取次者でないものをいう。第三項において同じ。

三 会員が、次項の規定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受託した取次証券先物取引等を行う場合（第一号に掲げる場合を除く。） 当該取次者

四 会員等が取次証券先物取引等を行う場合（第一号及び前号に掲げる場合を除く。）当該取次証券先物取引等の委託の取次ぎの申込みをした者（以下この条において「申込者」という。）（略）

会員等は、証券先物取引等の受託について、総理府令で定めるところにより、委託者又は取次者（当該証券先物取引等が、前項の規定に基づく取次証拠金の預託を申込者から受けていない取次者から受託した取次証券先物取引等である場合にあっては、申込者）をして、当該会員等に委託証拠金を預託させることができる。

・（略）

第一百七条の五第一項の規定は、第一項の取引証拠金（総理府令で定めるものに限る。）について準用する。この場合において、同条第一項中「有価証券の売買等」とあるのは、「証券先物取引等」と読み替えるものとする。

#### 第一百十条（略）

前項の規定にかかわらず、証券取引所は、当該証券取引所が発行者である有価証券（当該証券取引所の子会社（第五十九条第二項に規定する子会社をいう。）が発行者である有価証券を含む。第一百十二条において同じ。）をその売買のためその開設する取引所有価証券市場に上場しようとするときは、その上場しようとする取引所有価証券市場ごとに、その上場について、金融再生委員会の承認を受けなければならない。ただし、次条の規定による命令に基づき上場

四 会員が取次証券先物取引等を行う場合（第一号及び前号に掲げる場合を除く。）当該取次証券先物取引等の委託の取次ぎの申込みをした者（以下この条において「申込者」という。）（略）

会員は、証券先物取引等の受託について、総理府令で定めるところにより、委託者又は取次者（当該証券先物取引等が、前項の規定に基づく取次証拠金の預託を申込者から受けていない取次者から受託した取次証券先物取引等である場合にあっては、申込者）をして、当該会員に委託証拠金を預託させることができる。

・（略）

第二百一十一条第一項の規定は、第一項の取引証拠金（総理府令で定めるものに限る。）について準用する。この場合において、同条第一項中「有価証券の売買等」とあるのは、「証券先物取引等」と読み替えるものとする。

#### 第一百十条（略）

（新設）

する場合を除く。

(略)

第一百十二条 (略)

前項の規定にかかわらず、証券取引所は、当該証券取引所が発行者である有価証券をその売買のためその開設する取引所有価証券市場に上場している場合において、当該有価証券の上場を廃止しようとするときは、その上場を廃止しようとする取引所有価証券市場とともに、その上場の廃止について、金融再生委員会の承認を受けなければならぬ。ただし、第一百九条第一項の規定による命令に基づき上場を廃止する場合を除く。

(略)

第一百十三条 金融再生委員会は、証券取引所が業務規程に違反して有価証券の上場又は上場の廃止を行おうとする場合又は行った場合には、当該証券取引所に対し、当該上場を行った有価証券の上場の廃止又は当該上場の廃止を行った有価証券の再上場その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

(略)

(略)

第一百十二条 (略)

(新設)

(略)

第一百十三条 金融再生委員会は、証券取引所が第八十八条第一号に係る同条に規定する業務規程に違反して有価証券の上場又は上場の廃止を行おうとする場合又は行った場合には、当該証券取引所に対し、当該上場を行った有価証券の上場の廃止又は当該上場の廃止を行った有価証券の再上場その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

(略)

第二百十條及び第二百十一條 削除

第二百十條 削除

第二百十一條 会員が取引所有価証券市場における有価証券の売買等に基づく債務の不履行により他の会員又は証券取引所に対し損害を与えたときは、その損害を受けた会員又は証券取引所は、その損害を与えた会員の会員信託金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利がある。

第九十七條第四項の規定による取引所有価証券市場における有価証券の売買等の委託者の優先権は、前項の優先権に対し、優先の効力を有する。

第二百二十二條 証券取引所は、総理府令で定めるところにより、その開設する取引所有価証券市場における毎日の総取引高、その上場する有価証券等の銘柄別に、毎日の最高、最低及び最終の価格、約定指数、約定数値、対価の額その他の事項を、速やかに、その会員等に通知し、公表しなければならない。

第二百二十二條 証券取引所は、総理府令で定めるところにより、その開設する取引所有価証券市場における毎日の総取引高、その上場する有価証券等の銘柄別に、毎日の最高、最低及び最終の価格、約定指数、約定数値、対価の額その他の事項を、速やかに、その会員に通知し、公表しなければならない。

第二百二十四條 第七條の六の規定は、会員の取引所有価証券市場における有価証券の売買等がこの法律又は証券取引所の定款の定めるところにより停止された場合に準用する。

第二百二十四條 第九十九條の規定は、会員の取引所有価証券市場における有価証券の売買等がこの法律又は証券取引所の定款の定めるところにより停止された場合に準用する。

第四節 取引所有価証券市場における有価証券の売買等の受託

第五節 取引所有価証券市場における有価証券の売買等の受託

第二百二十九条 取引所有価証券市場における売買の委託を受けた会員等又は会員等に対する売買の委託を媒介し、取次ぎし、若しくは代理することを引き受けた者は、取引所有価証券市場において売付け若しくは買付けをせず、又は会員等に対しその媒介、取次ぎ若しくは代理をしないで、自己がその相手方となつて、売買を成立せしめてはならない。

前項の規定は、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引について準用する。この場合において、同項中「売付け若しくは買付けをせず」とあるのは、「当該取引を行わず」と、「売買を」とあるのは、「当該取引と類似の取引を」と読み替えるものとする。

会員等が第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定に違反したときは、証券取引所は、当該会員等に対し過怠金を課し、その者の取引所有価証券市場における有価証券の売買等を六月以内の期間を定めて停止し、又は除名（取引参加者にあつては、取引資格の取消し）をしなければならない。

第三百十条 会員等は、取引所有価証券市場における有価証券の売買等の受託については、その所属する証券取引所の定める受託契約準則によらなければならない。

（略）

（削る）

第二百二十九条 取引所有価証券市場における売買の委託を受けた会員等又は会員等に対する売買の委託を媒介し、取次ぎし、若しくは代理することを引き受けた者は、取引所有価証券市場において売付け若しくは買付けをせず、又は会員等に対しその媒介、取次ぎ若しくは代理をしないで、自己がその相手方となつて、売買を成立せしめてはならない。

前項の規定は、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引について準用する。この場合において、同項中「売付け若しくは買付けをせず」とあるのは、「当該取引を行わず」と、「売買を」とあるのは、「当該取引と類似の有価証券店頭デリバティブ取引を」と読み替えるものとする。

会員が第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定に違反したときは、証券取引所は、当該会員に対し過怠金を課し、その者の取引所有価証券市場における有価証券の売買等を六月以内の期間を定めて停止し、又はこれを除名しなければならない。

第三百十条 会員は、取引所有価証券市場における有価証券の売買等の受託については、その所属する証券取引所の定める受託契約準則によらなければならない。

（略）

第六節 解散

第五節 証券取引所の解散等

第一款 解散

第二百三十四条 証券取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、

第八十条第一項の免許は、効力を失う。

一 取引参加者の数が五以下となつたとき（株式会社証券取引所の  
場合に限る。）。

二 取引所有価証券市場の全部を閉鎖したとき。

三 解散したとき。

四 設立又は合併（当該合併により設立される者が証券取引所であ  
るものに限る。）を無効とする判決が確定したとき。

五 免許を受けた日から六月以内に取引所有価証券市場を開設しな  
かつたとき（やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ  
金融再生委員会の承認を受けた場合を除く。）。

前項第一号又は第四号の規定により免許が失効したときは、その  
代表者又は代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を金融再生委員  
会に届け出なければならない。

第二百三十五条 次に掲げる事項は、金融再生委員会の認可を受けなけ  
れば、その効力を生じない。

一 証券取引所の解散についての総会の決議

二 証券取引所を全部又は一部の当事者とする合併（第四百十条第

一項の合併を除く。）

証券取引所が次に掲げる事由により解散したときは、その代表者

（新設）

（新設）

第二百三十四条 証券取引所は、次の事由により解散する。

一 定款に定めた事由の発生

二 総会の決議

二の二 合併

三 会員の数が五以下となつたこと。

四 破産

五 証券取引所の設立の免許の取消し

証券取引所の解散に関する総会の決議は、金融再生委員会の認可  
を受けなければ、その効力を生じない。

証券取引所が第一項第一号又は第三号の規定により解散したとき  
は、その代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を金融再生委員会  
に届け出なければならない。

第二百三十五条 残余財産は、定款又は総会の決議により別段の定をす  
る場合の外、平等に、これを会員に分配しなければならない。

であつた者は、遅滞なく、その旨を金融再生委員会に届け出なければならぬ。

- 一 定款に定めた事由の発生
- 二 会員の数が五以下となつたこと。
- 三 解散を命ずる裁判

(削る)

第百三十五条の二 証券取引所は、互いに合併することができる。  
証券取引所が合併を行うには、合併契約書を作成して總會の承認を受けなければならない。

合併契約書には、合併を行うべき時期その他の総理府令で定める事項を記載しなければならない。

民法第六十九条の規定は、第二項の承認の決議について準用する。

第二項の總會(第百三十五条の四第一項及び第百五十条第一項において「合併總會」という。)の招集は、その会議開催日の五日前までに、会議の目的たる事項のほか、合併契約書の要領を示してしなければならない。

合併は、金融再生委員会の認可を受けなければ、その効力を生じない。

前項の認可を受けようとする者は、合併後存続する証券取引所又は合併により設立される証券取引所について次に掲げる事項を記載した合併認可申請書を金融再生委員会に提出しなければならない。

一 名称

第二款 合併

第二百二十六条 会員証券取引所は、他の会員証券取引所又は株式会社証券取引所と合併することができる。

前項の場合において、合併後存続する者又は合併により設立される者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者でなければならない。

一 会員証券取引所と会員証券取引所とが合併する場合 会員証券取引所

二 会員証券取引所と株式会社証券取引所とが合併する場合 株式会社証券取引所

会員証券取引所と株式会社証券取引所とが合併する場合には、それぞれこの法律及び商法の合併に関する規定に従うものとする。

第二百二十七条 会員証券取引所が合併を行うには、合併契約書を作成して総会の承認を受けなければならない。

民法第六十九条の規定は、前項の承認の決議について準用する。

- 二 事務所の所在の場所
- 三 役員の名及び会員の名称

前項の合併認可申請書には、合併契約書、合併後存続する証券取引所又は合併により設立される証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の総理府令で定める書類を添付しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

第一項の總會の招集は、その會議開催日の五日前までに、會議の目的たる事項のほか、合併契約書の要領を示してしなければならない。

第三百二十八条 會員証券取引所が合併を行う場合の合併契約書には、合併を行う時期その他総理府令で定める事項を記載しなければならない。

前項の場合において、合併の一方の当事者が株式会社証券取引所であるときは、当該株式会社証券取引所については、商法第四百九条及び第四百十条の規定は、適用しない。

第三百二十九条 會員証券取引所が株式会社証券取引所と合併を行う場合、当該會員証券取引所の会員は、合併契約書の定めるところにより、合併後の株式会社証券取引所の株式の割当てを受けるものとする。

商法第二百七条第一項及び第二項並びに非訟事件手続法第一百十六条第一項及び第三百二十二条ノ三の規定は、前項の場合について準用する。

會員証券取引所の会員で第一項の規定により株式を割り当てられた者は、合併により合併後の株式会社証券取引所の株主となる。

第四百十条 証券取引所を全部又は一部の当事者とする合併（合併後存続する者又は合併により設立される者が証券取引所であるものに

（新設）

（新設）

（新設）

限る。）は、金融再生委員会の認可を受けなければ、その効力を生じない。

前項の認可を受けようとする者は、合併後存続する証券取引所又は合併による新たな証券取引所（以下「合併後の証券取引所」と総称する。）について、次に掲げる事項を記載した合併認可申請書を金融再生委員会に提出しなければならない。

- 一 名称又は商号
- 二 事務所又は本店、支店その他の営業所の所在の場所
- 三 役員の名及び取引参加者の商号又は名称

前項の合併認可申請書には、合併契約書、合併後の証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の総理府令で定める書類を添付しなければならない。

第四百四十一条 金融再生委員会は、前条第二項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 合併後の証券取引所の定款、業務規程及び受託契約準則の規定が法令に適合し、かつ、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引を公正かつ円滑ならしめ、並びに投資者を保護するために十分であること。

- 二 合併後の証券取引所が取引所有価証券市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。

第三百三十五条の三 金融再生委員会は、前条第七項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 合併後存続する証券取引所又は合併により設立される証券取引所の定款、業務規程及び受託契約準則の規定が法令に適合し、かつ、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引を公正かつ円滑ならしめ、並びに投資者を保護するために十分であること。

（新設）

三 合併後の証券取引所が証券取引所としてこの法律の規定に適合するよつに組織されるものであること。

四 合併後の証券取引所において、合併により消滅する証券取引所の開設している取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引に関する業務の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

金融再生委員会は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、合併を認可しなければならない。

一 役員のうち第二十八条の四第九号イからへまで又は商法第二百五十四条ノ二第三号のいずれかに該当する者があるとき。

二 (略)

(削る)

二 合併後存続する証券取引所又は合併により設立される証券取引所がこの法律の規定に適合するよつに組織されるものであること。

三 合併後存続する証券取引所又は合併により設立される証券取引所において、合併により消滅する証券取引所の開設している取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引に関する業務の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

金融再生委員会は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、合併を認可しなければならない。

一 役員のうち第二十八条の四第九号イからへまでのいずれかに該当する者があるとき。

二 (略)

第三百三十五条の四 合併を行う各証券取引所は、合併総会の日の五日前から合併の日まで合併契約書、当該各証券取引所の貸借対照表その他の総理府令で定める書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

前項の場合において、合併を行う証券取引所の債権者及び会員は、事業時間内いつでも、当該証券取引所に対し、同項の書類の閲覧を求め、又は当該証券取引所が定める費用を支払いその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。この場合において、当該閲覧

又は交付を求められた証券取引所は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

合併後存続する証券取引所又は合併により設立された証券取引所は、第一項の書類及び第三百三十六条第一項において準用する商法第四百十二条に規定する手続の経過、合併の日その他の合併に関する事項として総理府令で定める事項を記載した書類を合併の日から六月間主たる事務所に備え置かなければならない。

第二項の規定は、合併後存続する証券取引所又は合併により設立された証券取引所が前項の規定により備え置く書類について準用する。

#### 第三百三十五条の五（新設）

合併後存続する証券取引所又は合併により設立された証券取引所は、合併により消滅した証券取引所の権利義務（当該証券取引所が行う業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

合併により消滅した証券取引所の開設していた取引所有価証券市場において成立した有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引であつて決済を結了していないものは、合併後存続する証券取引所又は合併により設立された証券取引所の開設する取引所有価証券市場において同一の条件で成立した取引とみなす。

第四百二十二条 第四百十條第一項の認可を受けて設立された証券取引所は、当該設立の時に、第八十條第一項の免許を受けたものとみなす。

合併後の証券取引所は、合併により消滅した証券取引所の権利義務（当該証券取引所が行う業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

合併により消滅した証券取引所の開設していた取引所有価証券市場において成立した有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引であつて決済を結了していないものは、合併後の証券取引所の開設する取引所有価証券市場において同一の条件で成立した取引とみなす。

なす。

(削る)

第三百三十六條 民法第六十九條、第七十條、第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條から第八十三條まで、商法第九十八條第二項、第一百一條、第一百二十五條、第一百二十六條、第一百二十八條、第一百二十九條、第三百十一條、第四百十二條、第四百十五條、第四百十七條第一項、第四百十九條及び第四百二十七條並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ八、第三百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條及び第三百三十八條の規定は、証券取引所について準用する。この場合において、民法第七十條中「理事」とあるのは、「理事長及理事」と、同法第七十五條中「前条」とあるのは、「証券取引法第三百三十六條第一項ニ於テ準用スル商法第四百十七條第一項」と、商法第二百二條中「前条」とあるのは、「証券取引法第四百十三條」と、同法第四百十二條中「第四百八條第一項」とあるのは、「証券取引法第三百三十五條の二第二項」と、同法第四百十五條及び第四百十七條第一項中「取締役」とあるのは、「理事長及理事」と読み替へるものとする。

民法第四十四條、第五十四條、第五十七條、第六十條及び第六十一條の規定は、証券取引所の清算人に、これを準用する。

(削る)

第七節 登記

(削る)

第三百三十七條 証券取引所は、主たる事務所の所在地において、設立

の登記をすることに因り成立する。

前項に規定する場合を除く外、この法律の規定により登記すべき事項は、登記をした後でなければ、これを以て第三者に対抗することができない。

(削る)

第三百三十八条 設立の登記は、第八十四条第二項の規定による金融再生委員会の通知があつた日から二週間以内に、これをしなければならぬ。

設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所
- 四 金融再生委員会の設立免許の年月日
- 五 存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
- 六 基本金及び払い込んだ出資金額
- 七 出資一口の金額及びその払込方法
- 八 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 九 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
- 十 公告の方法

証券取引所は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

(削る)

第三百三十九条 証券取引所の成立後従たる事務所を設けたときは、主

たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条第二項に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において、あらたに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記することを以て足りる。

(削る)

第百四十条 証券取引所が主たる事務所を移転したときは、二週間以

内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第百三十八条第二項に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項に掲げる事項を登記しなければならぬ。

同一の登記所の管轄区域内において、主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすることを以て足りる。

(削る)

第百四十一条 第百三十八条第二項に掲げる事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

第百三十八条第二項第六号に規定する事項の変更の登記は、前項

(削る)

(削る)

第四百四十三条 商法第五十六条第三項、第九十八条第二項、第二百二条、第四百八条ノ一、第四百十二条、第四百十四条第一項、第四百十四條ノ二及び第四百十五條並びに非訟事件手続法第百三十五條ノ八の規定は、第百三十六條第二項各号に掲げる場合における會員証券取引所について準用する。この場合において、商法第五十六条第三項中「各会社ヲ代表スベキ社員又ハ取締役」とあるのは、「各會員証券取引所ノ代表者」と、同法第百二条中「前条」とあるのは、「証券取引法第百四十三條ニ於テ準用スル商法第四百十四條第一項」と、

の規定にかかわらず、毎事業年度末の現在により事業年度終了後主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内に、これを行うことができる。

第四百一条の二 理事長若しくは証券取引所を代表すべき理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならぬ。

第四百十二条 証券取引所が解散したときは、合併及び破産の場合を除くほか、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

第四百十三條 証券取引所が合併したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する証券取引所については変更の登記、合併により消滅する証券取引所については解散の登記、合併により設立された証券取引所については第百三十八條第二項に規定する登記をしなければならない。

同法第四百八条ノ二第一項中「取締役八前条第一項ノ株主總會ノ会日ノ二週間前」とあるのは「理事長及理事八証券取引法第二百二十七条第一項ノ總會ノ會議開催日ノ五日前」と、「左ノ書類」とあるのは「合併契約書、各証券取引所ノ貸借対照表其ノ他ノ総理府令ニ定メル書類」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同項第二号及び同条第二項中「株主」とあるのは「会員」と、同項中「営業時間」とあるのは「事業時間」と、同法第四百十二条第一項中「第四百八条第一項」とあるのは「証券取引法第二百二十七条第一項」と、同法第四百十四条第一項中「会社ガ」とあるのは「会員証券取引所ト会員証券取引所トガ」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従タル事務所」と、「存続スル会社」とあるのは「存続スル会員証券取引所」と、「消滅スル会社」とあるのは「消滅スル会員証券取引所」と、「設立シタル会社」とあるのは「設立シタル会員証券取引所」と、「第八十八条」とあるのは「証券取引法第八十九条の三」と、同法第四百十四条ノ二第一項中「取締役」とあるのは「理事長及理事」と、「第四百十二条」とあるのは「証券取引法第四百十三条ニ於テ準用スル第四百十二条」と、「手續ノ経過、合併ノ日、合併ニ因リテ消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産ノ価額及債務ノ額其ノ他ノ合併ニ関スル事項」とあるのは「手續ノ経過、合併ノ日其ノ他ノ合併ニ関スル事項トシテ総理府令ニ定メル事項」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同条第二項中「第四百八条ノ二第二項」とあるのは「証券取引法第四百十三条ニ於テ準用スル第四百八条ノ二第二項」と、同法第四百

第十五条第二項中「株主、取締役」とあるのは「会員、理事長及理事」と読み替えるものとする。

第四百四十四条 商業登記法第六十六条、第六十八条第二項、第六十九条、第七十条、第九十条（第五号、第六号、第八号及び第九号を除く。）及び第九十一条並びに非訟事件手続法第三百三十五条ノ七及び第四百十条の規定は、第三百三十六条第二項各号の場合における合併による会員証券取引所の登記について準用する。この場合において、商業登記法第六十六条中「商号及び本店」とあるのは「名称及び主たる事務所」と、同法第六十九条及び第七十条中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第九十条第一号中「消滅会社の株主總會若しくは社員總會の議事録又は総社員の同意があつたことを証する書面」とあるのは「合併を行う各会員証券取引所の合併總會の議事録」と、同条第三号中「商法第一百条第一項（同法第四百七十七条において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告又は同法第四百十二条第一項（有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第六十三条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「証券取引法第四百三十三条において準用する商法第四百十二条第一項」と、同条第四号中「第六十七条第三号に掲げる書面」とあるのは「合併により消滅する会員証券取引所（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本」と、同条第七号中「合併により資本を増加するときは、商法第四百三十三条ノ二第一項前段に規定する限度額を証する書面」とあるのは「合併に際して証券

第四百四十四条 証券取引所の清算が終了したときは、第三百三十六条第一項において準用する商法第四百二十七条の承認があつた後、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

取引法第八十九条の三第二項第五号に規定する事項に変更あるときは、その変更を証する書面」と、同法第九十一条第一号中「前条第一号から第六号まで」とあるのは「証券取引法第四百四十四条において準用する商業登記法第九十条第一号から第四号まで」と、同条第二号中「第八十条第一号、第八号及び第九号に掲げる」とあるのは「第八十条第一号に掲げる書面並びに理事長、理事及び監事が就任を承諾したことを証する」と、同条第三号中「商法第四百十三号第二項前段」とあるのは「証券取引法第八十九条の三第二項第五号」と読み替えるものとする。

第四百四十五条 第三百二十六条第二項第二号に掲げる場合における株式会社証券取引所に対する商法第二百八十八条ノ二第一項第五号及び第三項、第四百九条ノ二、第四百十三条ノ二、第四百十三条ノ三、第四百十四条第一項並びに第四百十四条ノ二の規定の適用については、同法第二百八十八条ノ二第一項第五号中「消滅シタル会社」とあるのは「消滅シタル会員証券取引所」と、「其ノ会社」とあるのは「其ノ会員証券取引所」と、「株主」とあるのは「会員」と、同条第三項中「第一項第五号」とあるのは「証券取引法第四百四十五条ニ依り読替テ適用サレル商法第二百八十八条ノ二第一項第五号」と、「会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益」とあるのは「会員証券取引所ニ留保シタル剰余金」と、「其ノ利益準備金ノ」とあるのは「合併ニ因リ消滅シタル会員証券取引所ガ基本金ノ増額ニ充ツル為積立ツル」と、同法第四百九条ノ二、第四百十三条ノ二並

第四百四十五条 証券取引所の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれを掌る。

各登記所に、証券取引所登記簿を備える。

びに第四百十三条ノ三第一項、第二項及び第四項中「消滅スル会社」とあるのは「消滅スル会員証券取引所」と、「株主」とあるのは「会員」と、同項中「商号及本店」とあるのは「名称及主たる事務所」と、同法第四百十四條第一項中「消滅スル会社」とあるのは「消滅スル会員証券取引所」と、同法第四百十四條ノ二第一項中「消滅シタル会社」とあるのは「消滅シタル会員証券取引所」とする。

第四百十六條 第三百三十六條第二項第二号の場合における合併による株式会社証券取引所の変更の登記に対する商業登記法第九十條の規定の適用については、同條第二号中「消滅会社の株主總會」とあるのは「消滅した会員証券取引所の總會」と、同條第四号中「第六十七條第三号に掲げる書面」とあるのは「消滅した会員証券取引所（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本」とする。

第三百三十六條第一項第一号の場合における合併による株式会社証券取引所の設立の登記に対する商業登記法第九十一條の規定の適用については、同條第一号中「前條」とあるのは「証券取引法第四百十六條第一項により読み替えて適用される商業登記法第九十條」と、同條第三号中「商法第四百十三條ノ二第二項前段に規定する額」とあるのは「証券取引法第四百十五條により読み替えて適用される商法第四百十三條ノ二第二項前段に規定する額」とする。

第四百十七條 会員証券取引所と株式会社証券取引所とが合併する場

第四百十六條 証券取引所の設立の登記の申請書には、定款並びに出資の払込があつたこと及び代表権を有する者の資格を証する書面を添附しなければならない。

第四百十七條 削除

合においては、当該会員証券取引所を会社とみなして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条及び同条に係る同法の規定を適用する。

株式会社証券取引所が会員証券取引所から事業の全部又は一部を譲り受ける場合においては、当該会員証券取引所を会社とみなして、商法第二百四十五条及び同条に係る同法の規定並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条及び同条に係る同法の規定を適用する。

第百四十八条から第百五十条まで 削除

第百四十八条 証券取引所の従たる事務所の新設、主たる事務所又は従たる事務所の移転その他第百三十八条第二項に掲げる事項の変更の登記の申請書には、従たる事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

第百四十九条 証券取引所の解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面及び理事長又は証券取引所を代表すべき理事が清算人でない場合においては、証券取引所を代表すべき清算人であることを証する書面を添附しなければならない。

証券取引所が金融再生委員会の設立の免許の取消の処分により解散する場合における解散の登記は、金融再生委員会の囑託によつてこれをする。

第百五十条 合併による証券取引所の変更の登記の申請書には、次に

掲げる書面を添付しなければならない。

- 一 合併契約書
  - 二 合併を行う各証券取引所の合併総会の議事録
  - 三 第三百三十六条第一項において準用する商法第四百十二条第一項の規定による公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載した場合における当該証券取引所にあつては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面
  - 四 合併により消滅する証券取引所（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本
  - 五 合併に際して第三百三十八条第二項第六号に規定する事項に変更あるときは、その変更を証する書面
- 合併による証券取引所の設立の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- 一 前項第一号から第四号までに掲げる書面
  - 二 定款
  - 三 第三百三十八条第二項第六号に規定する事項を証する書面
  - 四 代表権を有する者の資格を証する書面

第六節 監督

第五百五十一条 金融再生委員会は、証券取引所がその免許を受けた当

（新設）

第五百五十一条 第四百四十四条の規定による登記の申請書には、清算人

時第八十三条第二項各号のいずれかに該当していたことを発見したときは、その免許を取り消すことができる。

第二百五十二条 証券取引所は、定款、業務規程又は受託契約準則を変更しようとするときは、金融再生委員会の認可を受けなければならない。

証券取引所は、第八十二条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。証券取引所の規則（定款、業務規程及び受託契約準則を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

第二百五十三条 金融再生委員会は、不正の手段により証券取引所の役員となつた者のあることを発見したとき、又は証券取引所の役員が法令、定款若しくは法令に基づき行政官庁の処分に違反したときは、当該証券取引所に対し、当該役員解任を命ずることができる。

が第三百三十六条第一項において準用する商法第四百二十七条の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

第二百五十二条 登記した事項は、登記所において、遅滞なくこれを公告しなければならない。

第二百五十三条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二から第五条まで、第七条から第二十三条まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五条、第二十六条、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項、第六十六条、第六十八条第二項、第六十九条、第七十条、第一百七十条から第二百一十条まで並びに非訟事件手続法第三百三十五条の七及び第四百四十条の規定は、この法律による登記について準用する。この場合において、商業登記法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは、「証券取引法第三百三十八条第二項」と読み替へるものとする。

(削る)

第一百五十五条 金融再生委員会は、証券取引所が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該各号に定める処分をすることができる。

一 法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則に違反したとき、又は会員等若しくは当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則（以下この号において「法令等」という。）に違反し、若しくは定款その他の規則に定める取引の信義則に背反する行為をしたにもかかわらず、これらの者に対し法令等若しくは当該取引の信義則を遵守させるために当該証券取引所がこの法律、この法律に基づく命令若しくは定款その他の規則により認められた権能を行使せずその他必要な措置をすることを怠つたとき。 第八十条 第一項の免許を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の変更若しくはその業務の一部の禁止を命じ、その役員の解任を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をすることを命ずること。

二 (略)

金融再生委員会は、前項第一号の規定により業務の全部若しくは一部の停止、業務の変更若しくは業務の一部の禁止を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をすることを命じようとする。

第八節 監督

第一百五十五条 金融再生委員会は、証券取引所が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該各号に定める処分をすることができる。

一 法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則に違反したとき、又は会員若しくは当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則（以下この号において「法令等」という。）に違反し、若しくは定款その他の規則に定める取引の信義則に背反する行為をしたにもかかわらず、これらの者に対し法令等若しくは当該取引の信義則を遵守させるために当該証券取引所がこの法律、この法律に基づく命令若しくは定款その他の規則により認められた権能を行使せずその他必要な措置をすることを怠つたとき。 その設立の免許を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の方法の変更若しくはその業務の一部の禁止を命じ、その役員の解任を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をすることを命ずること。

二 (略)

金融再生委員会は、前項第一号の規定により業務の全部若しくは一部の停止、業務の方法の変更若しくは業務の一部の禁止を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をすることを命じようとする。

きは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

(略)

第百五十五条の二 金融再生委員会は、証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくは取引の慣行又は業務の運営若しくは財産の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該証券取引所に対し、定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくは取引の慣行の変更その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

#### 第七節 雑則

第百五十六条の三 証券取引所の会員等又は証券業協会の協会員に対し、証券会社が顧客に信用を供与して行う有価証券の売買その他の取引（以下「信用取引」という。）その他政令で定める取引の決済に必要な金銭又は有価証券を、当該証券取引所が開設する取引所有価証券市場又は当該証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して貸し付ける業務を営むとする者は、金融再生委員会の免許を受けなければならない。

するときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

(略)

第百五十五条の二 金融再生委員会は、証券取引所の定款、業務規程及び受託契約準則その他の規則並びに取引の慣行について、証券取引所に対し、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正を確保し、又は投資者を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、又は処分を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

#### (新設)

第百五十六条の三 証券取引所の会員又は第六十七条第一項に規定する証券業協会の協会員に対し、証券会社が顧客に信用を供与して行う有価証券の売買その他の取引（以下「信用取引」という。）その他政令で定める取引の決済に必要な金銭又は有価証券を、当該証券取引所が開設する取引所有価証券市場又は当該証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して貸し付ける業務を営むとする者は、金融再生委員会の免許を受けなければならない。

・ (略)

第百五十六條の四 (略)

金融再生委員会は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一～三 (略)

四 申請者がその役員のうち次に次のイから八までのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

イ・ロ (略)

八 第百五十三條又は第百五十六條の十第三項の規定により解任を命ぜられた役員で、当該処分があつた日から五年を経過するまでのもの

五 (略)

第百五十六條の五 第八十四條及び第百五十一條の規定は、証券金融会社の免許について準用する。この場合において、同条中「第八十三條第二項各号のいずれか」とあるのは、「第百五十六條の四第二項各号のいずれか」と読み替えるものとする。

第百六十七條の二 (削る)

何人も、第八十條の規定に違反して開設される有価証券市場によ

・ (略)

第百五十六條の四 (略)

金融再生委員会は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一～三 (略)

四 申請者がその役員のうち次に次のイから八までのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

イ・ロ (略)

八 第百三條又は第百五十六條の十第三項の規定により解任を命ぜられた役員で、当該処分があつた日から五年を経過するまでのもの

五 (略)

第百五十六條の五 第八十四條及び第八十五條の規定は、証券金融会社の免許について準用する。この場合において、同条中「第八十三條第二項各号のいずれか」とあるのは、「第百五十六條の四第二項各号のいずれか」と読み替えるものとする。

第百六十七條の二 何人も、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場に類似する市場を開設してはならない。

何人も、前項に規定する類似する市場により次に掲げる取引をし

り次に掲げる取引をしてはならない。

- 一 (略)
- 二 有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引

(削る)

第百八十八条 証券会社、証券業協会、投資者保護基金、証券取引所若しくはその会員等又は証券金融会社は、別にこの法律で定める場合のほか、総理府令（投資者保護基金については、総理府令・大蔵省令）で定めるところにより、帳簿、計算書、通信文、伝票その他業務に関する書類を作成し、これを保存し、又は業務に関する報告を提出しなければならない。

第百九十四条の三 金融再生委員会は、証券会社、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社に対し次に掲げる処分をすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

一、四 (略)

五 第百五十一条又は第百五十五条第一項第一号の規定による第八

てはならない。

- 一 (略)
- 二 有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引と類似の有価証券店頭デリバティブ取引

前二項の規定は、第二十九条第一項第三号に掲げる業務の認可を受けた証券会社又は外国証券業者に関する法律第七条第一項第三号に掲げる業務の認可を受けた外国証券会社が当該認可を受けた業務を行う場合には、適用しない。

第百八十八条 証券会社、証券業協会、投資者保護基金、証券取引所若しくはその会員等又は証券金融会社は、別にこの法律で定める場合のほか、総理府令（投資者保護基金については、総理府令・大蔵省令）で定めるところにより、帳簿、計算書、通信文、伝票その他業務に関する書類を作成し、これを保存し、又は業務に関する報告を提出しなければならない。

第百九十四条の三 金融再生委員会は、証券会社、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社に対し次に掲げる処分をすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

一、四 (略)

五 第八十五条又は第百五十五条第一項第一号の規定による第八十

十條第一項の免許の取消し

六・七（略）

八 第百五十六條の五において準用する第百五十一條又は第百五十六條の十一第一項の規定による第百五十六條の三第一項の免許の取消し

九（略）

第百九十四條の四 金融再生委員会は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。ただし、第七十九條の五十三第三項の規定により大蔵大臣に通知したときは、この限りでない。

一〇十（略）

十一 第八十條第一項の規定による免許

十二 第百三十五條第一項の規定による認可

十三 第百四十條第一項の規定による認可

十四 第百五十一條又は第百五十五條第一項第一号の規定による第百四十條第一項の免許の取消し

十五 第百五十二條第一項の規定による認可（取引所有価証券市場の全部の閉鎖に係るものに限る。）

十六 第百五十五條第一項第一号の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の変更又は業務の一部の禁止の命令

十七（略）

十一條第二項の免許の取消し

六・七（略）

八 第百五十六條の五において準用する第八十五條又は第百五十六條の十一第一項の規定による第百五十六條の三第一項の免許の取消し

九（略）

第百九十四條の四 金融再生委員会は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。ただし、第七十九條の五十三第三項の規定により大蔵大臣に通知したときは、この限りでない。

一〇十（略）

十一 第八十一條第二項の規定による免許

十二 第八十五條又は第百五十五條第一項第一号の規定による第八十一條第二項の免許の取消し

十三 第百三十四條第二項の規定による認可

十四 第百三十五條の二第六項の規定による認可

（新設）

十五 第百五十五條第一項第一号の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の方法の変更又は業務の一部の禁止の命令

十六（略）

十八 (略)

十九 第一百五十六条の五において準用する第一百五十一条又は第一百五十六条の十一第一項の規定による第一百五十六条の三第一項の免許の取消し

二十 (略)

二十一 (略)

金融再生委員会は、次に掲げる届出を受理したときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

一 (略)

二 第七十八条の三の規定による届出(証券業協会が登録する店頭売買有価証券の売買の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る。)

三 五 (略)

六 第三百三十四条第二項又は第三百三十五条第二項の規定による届出 (略)

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 四 (略)

五 第一百一条の九第一項の規定により発行する株式の募集(私募を含む。以下この号において同じ。)に当たり、重要な事項について不実の記載のある株式申込証、目論見書、株式の募集の広告その他株式の募集に関する文書行使した会員証券取引所の役員)

十七 (略)

十八 第一百五十六条の五において準用する第八十五条又は第一百五十六条の十一第一項の規定による第一百五十六条の三第一項の免許の取消し

十九 (略)

二十 (略)

金融再生委員会は、次に掲げる届出を受理したときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

一 (略)

二 第七十八条の三の規定による届出(協会が登録する店頭売買有価証券の売買の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る。)

三 五 (略)

六 第三百三十四条第三項の規定による届出 (略)

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 四 (略)

(新設)

仮理事及び仮監事を含む。次号において同じ。）又は事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用者

六 第一百一条の九第一項の規定により発行する株式の払込みを仮装するため預合いを行つた会員証券取引所の役員若しくは事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用者又は当該預合いに応じた者

七 (略)

財産上の利益を得る目的で、前項第七号の罪を犯して有価証券等の相場を変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、当該変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等を行つた者は、五年以下の懲役及び三千万円以下の罰金に処する。

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 十三 (略)

十四 第八十条の規定に違反して有価証券市場を開設した者

十五 第一百一条の七第一項の純資産額について金融再生委員会又は会員の総会に対して不実の申立てを行い、又は事実を隠ぺいした会員証券取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。次号において同じ。）

(新設)

五 (略)

財産上の利益を得る目的で、前項第五号の罪を犯して有価証券等の相場を変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、当該変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等を行つた者は、五年以下の懲役及び三千万円以下の罰金に処する。

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 十三 (略)

(新設)

(新設)

十六 第一百一条の九第一項の規定により発行する株式の総数の引受け、払込み若しくは現物出資の給付又は同条第一項第四号に掲げる事項について、金融再生委員会、裁判所又は会員の総会に対して不実の申立てを行い、又は事実を隠ぺいした会員証券取引所の役員若しくは検査役又は株式会社証券取引所の取締役若しくは監査役となるべき者

十七 (略)

十八 (略)

(削る)

十九 (略)

第九十八条の二 次に掲げる財産は、没収する。ただし、その取得の状況、損害賠償の履行の状況その他の事情に照らし、当該財産の全部又は一部を没収することが相当でないときは、これを没収しないことができる。

一 第九十七条第一項第七号若しくは第二項又は前条第十八号の罪の犯罪行為により得た財産

二 (略)

(略)

第九十八条の四 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以

(新設)

十四 (略)

十五 (略)

十六 第六十七条の二第一項の規定に違反した者

十七 (略)

第九十八条の二 次に掲げる財産は、没収する。ただし、その取得の状況、損害賠償の履行の状況その他の事情に照らし、当該財産の全部又は一部を没収することが相当でないときは、これを没収しないことができる。

一 第九十七条第一項第五号若しくは第二項又は前条第十五号の罪の犯罪行為により得た財産

二 (略)

(略)

第九十八条の四 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以

下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

三 第七十九条の十三第一項の規定による停止若しくは禁止、第百五十五条第一項の規定による停止、変更、禁止若しくは措置又は第百五十六条の十一第一項の規定による停止の処分に違反したとき。

第二百条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 十四 (略)

十五 第三百条の規定に違反した者

十六 第百六十七条の二の規定に違反した者

十七 (略)

十八 (略)

第二百条の三 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 七 (略)

八 第七十三条又は第九十七条の規定に違反したとき。

九・十 (略)

下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

三 第七十九条の十三第一項若しくは第百五十五条第一項の規定による停止若しくは禁止又は第百五十六条の十一第一項の規定による停止の処分に違反したとき。

第二百条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 十四 (略)

(新設)

十五 第百六十七条の二第二項の規定に違反した者

十六 (略)

十七 (略)

第二百条の三 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 七 (略)

八 第七十三条又は第八十六条の規定に違反したとき。

九・十 (略)

第二百三条 証券会社の役員（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する国内における代表者及び同法第二条第八号に規定する支店に駐在する役員。以下この項において同じ。）若しくは職員又は証券業協会若しくは証券取引所の役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役及び仮監査役を含む。）若しくは職員が、その職務（証券会社の役員若しくは職員にあつては、第七十九条の五十第一項の規定により投資者保護基金の委託を受けた証券会社の業務に係る職務に限る。）に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

・（略）

第二百四条 第七十九条の十一、第七十九条の四十七又は第八十七条の六の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～八（略）

九 第六十七条第四項又は第八十六条第二項の規定に違反した者  
十～十三（略）

第二百六条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行

第二百三条 証券会社の役員（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する国内における代表者及び同法第二条第八号に規定する支店に駐在する役員。以下この項において同じ。）若しくは職員又は証券業協会若しくは証券取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは職員が、その職務（証券会社の役員若しくは職員にあつては、第七十九条の五十第一項の規定により投資者保護基金の委託を受けた証券会社の業務に係る職務に限る。）に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

・（略）

第二百四条 第七十九条の十一、第七十九条の四十七又は第二百六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～八（略）

九 第六十七条第四項又は第八十条第四項の規定に違反した者  
十～十三（略）

第二百六条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行

為をした証券業協会、投資者保護基金、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六十四条の七第三項、第七十四条第二項、第七十六条、第五十一条又は第一百五十二条第一項の規定に違反したとき。

二 第七十四条第三項前段、第七十七条、第一百十条第一項、第一百二条第一項又は第一百五十二条第二項前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 七（略）

八 第一百十条第二項又は第三項の規定に違反して上場したとき。

九 第一百十二条第二項又は第三項の規定に違反して上場を廃止したとき。

十（略）

第二百七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第九十七条（第五号及び第六号を除く。） 五億円以下の罰金刑

二 第九十八条第一号から第十号まで若しくは第十八号、第九

為をした証券業協会、投資者保護基金、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六十四条の七第三項、第七十四条第二項、第七十六条又は第八十五条の二第一項の規定に違反したとき。

二 第七十四条第三項前段、第七十七条、第八十五条の二第二項前段、第一百十条第一項又は第一百五十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 七（略）

八 第一百十条第二項の規定に違反して上場したとき。

九 第一百十二条第二項の規定に違反して上場を廃止したとき。

十（略）

第二百七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第九十七条 五億円以下の罰金刑

二 第九十八条第一号から第十号まで若しくは第十五号、第九

十八条の三又は第九十八条の四 三億円以下の罰金刑

三 (略)

四 第二百条(第十六号を除く。)又は第二百条の三第一号、第二号、第五号若しくは第七号 一億円以下の罰金刑

五 第九十八条第十一号から第十四号まで若しくは第十七号、第九十八条の五第五号、第六号、第九号若しくは第十号、第二百条第十六号、第二百条の三(第一号、第二号、第五号及び第七号を除く。)、第二百五条、第二百五条の二又は前条(第五号から第七号までを除く。) 各本条の罰金刑

前項の規定により第九十七条(第五号及び第六号を除く。)の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

(略)

第二百七条の二 第九十七条第一項第六号又は第九十八条第十六号に規定する者が法人であるときは、これらの規定は、その行為をした取締役その他業務を執行する役員又は支配人に適用する。

第二百七条の三 証券取引所の役員(仮理事及び仮監事並びに仮取締役及び仮監査役を含む。)は、次の場合においては、百万円以下の過料に処する。

一 第一百一条の八の規定に違反して、準備金を積み立てなかつたとき。

十八条の三又は第九十八条の四 三億円以下の罰金刑

三 (略)

四 第二百条(第十五号を除く。)又は第二百条の三第一号、第二号、第五号若しくは第七号 一億円以下の罰金刑

五 第九十八条第十一号から第十四号まで若しくは第十六号、第九十八条の五第五号、第六号、第九号若しくは第十号、第二百条第十五号、第二百条の三(第一号、第二号、第五号及び第七号を除く。)、第二百五条、第二百五条の二又は前条(第五号から第七号までを除く。) 各本条の罰金刑

前項の規定により第九十七条の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

(略)

(新設)

(新設)

二 第一百一条の九第二項において準用する商法第七十五条第二項又は第二百二十二条ノ四の規定に違反して株式申込証を作成せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行ったとき。

三 第一百一条の九第二項において準用する商法第七十五条第四項の規定に違反して書面を交付せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行ったとき。

四 第一百一条の十四第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

五 第一百五十五条の二の規定による処分違反したとき。

第二百八条 有価証券の発行者、証券会社若しくは登録金融機関の代表者若しくは役員、外国証券会社の国内における代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する国内における代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）、若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）、若しくは清算人、証券取引所の役員（仮理事及び仮取締役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第三十二条第四項、第六十四条の七第四項、第七十四条第三項後段、第七十八条の三、第七十九条の十八第三項、第一百五条第二項、第一百九条、第一百七十七条、第三十四条第二項、第三十五条

第二百八条 有価証券の発行者、証券会社若しくは登録金融機関の代表者若しくは役員、外国証券会社の国内における代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する国内における代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）、若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）、若しくは清算人、証券取引所の役員（仮理事及び仮取締役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第三十二条第四項、第六十四条の七第四項、第七十四条第三項後段、第七十八条の三、第七十九条の十八第三項、第八十五条の二第二項後段、第一百九条、第一百七十七条又は第三十四条第三項の

第二項又は第百五十二条第二項後段の規定に違反して、届出を怠つたとき。

三十四 (略)

十五 証券会員制法人の創立總會若しくは会員の總會に対し不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

十六 第八十九条において準用する民法第五十一条、第一百条の三第一項、第一百一条の五第一項又は第四百三十三条において準用する商法第四百八条ノ二第一項若しくは第四百四十二条ノ二第一項の規定に違反してこれらの規定に定める書類を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載をしたとき。

十七 第百条の七第一項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項若しくは同法第八十一条第一項又はこの法律において準用する商法の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十八 第百条の七第一項において準用する民法第七十条第一項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をすることを怠つたとき。

十九 第百条の七第一項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して証券会員制法人の財産を分配したとき。

規定に違反して、届出を怠つたとき。

三十四 (略)

十五 第八十九条において準用する民法第五十一条又は第三百三十五条の四第一項若しくは第三項の規定に違反してこれらの規定に定める書類を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載をしたとき。

十六 第三百三十五条の四第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

十七 証券取引所の創立總會若しくは会員の總會に対し不実の申立てをし、又は事実を隠したとき。

十八 第三百三十六条第一項において準用する商法第四百十二条の規定に違反して証券取引所の合併をしたとき。

十九 第三百三十六条第一項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項若しくは同法第八十一条第一項又はこの法律において準用する商法の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき。

二十 第一百一条の二の規定に違反して組織変更のを行ったとき。

二十一 第一百一条の三第二項（第一百一条の五第二項において準用する場合を含む。）又は第四百十三条において準用する商法第四百八条ノ二第二項（同法第四百十四条ノ二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

二十二 第一百一条の四において準用する商法第一百条の規定又は第四百四十三条において準用する同法第四百十二条の規定に違反して会員登録取引所の組織変更又は合併をしたとき。

二十三 この法律に定める登記（第一百一条の十四第一項の規定によるものを除く。）をすることを怠つたとき。

第二百八条の三 第八十七条の七第三項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

二十 第三百三十六条第一項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき。

二十一 第三百三十六条第一項において準用する商法第二百一十一条に違反して証券取引所の財産を分配したとき。

二十二 この法律に定める登記をすることを怠つたとき。

（新設）

（新設）